※到着確認のお電話を頂かないとお部屋止め出来ません※

お申し込みいただき、ありがとうございます

■申込時必要書類

以下の必要書類を、貴社送付状と申込チェックシートを添えてＦＡＸにてお送りください。

① 家賃保証審査申込書
② 同居人・緊急連絡先 確認書
③ 火災保険加入確認書
④ 暴力団等反社会的勢力でないこと等に関する表明・確約書
⑤ 安心入居サポート　加入申込書兼加入書
⑥ 新生活サポート申込書
~~⑦ エネチェンジ申込書（利用の場合のみ）~~
⑧ 在籍確認が出来る書類（収入証明書・社員証・在籍証明書等）
⑨ 運転免許証 または パスポートの写し・マイナンバーカード（表面）いずれか顔写真付の書類（無い場合は写真要す。）
⑩ 内定通知書（ご就職予定の場合は、必ずご提出ください）

★ ①②③④⑤⑥⑦は、お申込者様ご本人の直筆でご記入ください。（代筆厳禁）
★ ⑧⑨身分証明は、契約者および入居者全員分をご提出ください。
★ 主入居者が学生の場合は親権者契約となります。①申込書は親権者の直筆でご記入ください。
★ 未成年の社会人は、①申込書の「親権者同意欄」に親権者直筆で記入が必要です。
★ 申込内容により、追加書類をご依頼する場合があります。

■保証会社利用必須

◇パナソニックホームズ賃貸サポート　家賃保証サービス◇
初回保証加入料：家賃・共益費等、月支払い総額の50%（駐車場等、付帯料含む）
月額事務手数料：月々のご請求金額の2％（消費税含む）

★ 家賃支払い方法は口座振替となります。（クレジット決済不可）
★ 初回保証料は、契約金受領時（①）または初回家賃振替時（②）のいずれかでご請求いたします。
★ 月額事務手数料は、お家賃の初回口座振替時よりご請求開始となります。
★ 更新保証料はございません。
★ 賃貸借契約更新月は、月々のご請求金額に更新料が加算されるため、月額事務手数料の金額が変動いたします。

■ご注意

以下に該当する場合は、申し込みをお受けできませんのでご注意ください。

★ 現地のご内見をしていない場合
⇒ 現況が「即入居」「改装中」　必ずお部屋の内見後にお申し込みください。
⇒ 現況が「新築建築中」「空予定」　室内は内見できませんが、申込前に必ず現地をご確認下さい。

★ 書類到着時のご連絡がない場合
⇒ 書類が届いていても、ご連絡がない場合はお受付いたしません。
ご連絡をいただいた順に意思確認のうえ、お受付となります。

★ 申込必要書類の不足、内容に不備がある場合
⇒ 個人情報の取り扱い上、書類は破棄いたします。書類をそろえてご再送ください。

★ キャンセル後の再申し込み不可
⇒ キャンセルされたお客様の再申し込みは、物件を問わずお受けしておりません。

東京都新宿区下落合2丁目5番10号
SRSビル
株式会社ルームグリーン
電 話03(6908)0133(代)
FAX 03(6908)0356
room-green@srs-group.co.jp

申込書類チェックシー ト

書類ご提出前に下記書類が揃っていることをご確認下さい。
1つでも不備書類がございますとお申し込みを受け付けることが出来ません。
全てにチェックがついたことをご確認頂き、こちらのシートもご提出下さい。

□家賃保証審査申込書　□同居人・緊急連絡先確認書

□火災保険確認書　□安心入居サポート　加入申込書兼加入書

□暴力団等反社会勢力ではないこと等に関する表明・確約書

□新生活サポート申込書

□申込者身分証(顔写真付き身分証)　1通

※マイナンバーカードの際は表面のみ、ファーストコピーで鮮明なもの

□同居人身分証(顔写真付き身分証)　1通

□在籍の確認が取れる書類(収入証明書・社員証・在籍証明書等)

=代理申し込み時=
学生の方のみ、親を契約者にした代理契約が可能です。
□学生証(通学中の場合)
□合格証(通学前の場合)

=第新卒の方・転職されたはかりの方=
□内定通知

=個人事業主の方=
□確定申告の写し

◇インボイス対応書面の要否　必要 ・ 不要

◇勤務先からの家賃補助の有無　あり(　　円)・なし

身分証が不鮮明な場合や入れがある場合も、お申し込みをお断りする場合がございますので、ご注意くださいませ。

入居申込書　（個人用）

下記注意事項を承諾の上、記載内容のとおり入居申込いたします。

【注意事項】※別紙記載の「お客様の個人情報の保護について」に同意の上、本契約を申し込むものとします。
※募集図面と現況が相違する場合は、現況優先とします。
※記載内容に虚偽がある場合は、契約成立後でもその契約は解除され、それに伴う損害金を請求します。
※審査諾否の内容については、一切お答え出来かねます。
※契約期間中は「借家人賠償責任特約」付火災保険加入を条件とします。（附加額１，５００万円以上）

お申込日　　年　　月　　日

物件名		号室	住戸面積	㎡	契約予定日	年　月　日		
所在地					入居希望日	年　月　日		
賃貸条件	家賃	円	敷金	円	鍵交換費用	円		
	共益費	円	礼金	円	自治会費	円		
	駐車料	円	初回保証料	円	事務手数料	円		
		円	安心入居サポート（税込）1210	円	口座振替手数料	円		

申込者（契約者）	フリガナ		現住所	〒　－		
	氏名	（印）（男・女）	電話	－　－		
	生年月日	S・H　年　月　日（　歳）	携帯	－　－		
	現在の住居	□自己所有　□家族所有　□社宅・寮　□賃貸住宅　□その他（　）				
	入居の理由	□転勤　□転職　□進学　□就職　□結婚　□独立　□環境　□その他（　）				
	□□学校名 勤務先 名称		所在地	〒　－		
	年収	万円　設立年　年	電話	－　－		
	勤続	年　ヶ月　社員数　名	所属	役職		
	業種					

入居予定者	契約までの書類送付先						
	□申込者本人のみ　□申込者及び家族等　□申込者以外						
	氏名	フリガナ	年齢	性別	続柄	連絡先	年収
			歳			－　－	万円
			歳			－　－	万円
			歳			－　－	万円
			歳			－　－	万円

□連帯保証人 □緊急連絡先	フリガナ		現住所	〒　－		
	氏名	（男・女）	電話	－　－	申込者との続柄	
	生年月日	S・H　年　月　日（　歳）	携帯	－　－		
	勤務先 名称		所在地	〒　－		
	年収	万円　設立年　年	電話	－　－		
	勤続	年　ヶ月　社員数　名				
	業種		所属	役職		

仲介会社様名　　TEL
所在地　　ご担当者様

FAX
パナソニック ホームズ不動産株式会社 東京第一営業所 FAX:03-5909-0310

家賃保証審査申込書

Web賃貸

お客様へ必ずお渡しください

【家賃保証契約に関するお問い合わせ窓口】
株式会社ジャックス 大阪審査センター
TEL：06－4863－3160

050291								3	1	3	JCコード	100236

申込日 20　年　月　日

【お申込者様へ】
本申込書は正式契約前の審査申込書です。審査結果は、下記「管理会社」「取扱店」へ通知いたします。
当社が契約を承諾する場合は、別途正式な契約手続が必要となります。
本審査申込書の記入内容と、後日提出していただく申込書や確認資料等の内容とが相違している場合や
お客様の状況が変化している場合は、本申込や審査の如何にかかわらず、ご契約をお断りする場合もございます。

お申込者確認欄

私（お申込者）は、受領した「個人情報の取扱に関する同意条項（帳票番号 PL0023 20260915）」の内容に同意し、かつ、審査申込を希望する証として、下記お申込者欄に署名いたします。

お申込者

お名前（署名）	フリガナ	性別	男・女	生年月日	西暦　年　月　日
		電話	自宅	－	－
			携帯	－	－
現住所	（〒　－　）フリガナ			居住年数	年　ヶ月
世帯状況	配偶者 有・無 / 子供 無・人 / 親兄弟 無・人	ご現住居の	1. 自己所有 2. 家族所有 ➡ 世帯の住宅ローン 有・無		5. 賃貸 8. 社宅・官舎 10. 寮
ご勤務先	商号・名称（フリガナ）	電話	－		
	お勤め / ご自営 / 学生 / 年金・その他　お勤め先・ご自営名称・学校名・年金種類・その他	営業内容			
		部署名		役職名	
	（〒　－　）フリガナ	勤続年数	学年　年　ヶ月		
		税込年収	年金受給額　万円		
転居理由	1. 入学 2. 就職 3. 転勤 4. 自宅新築 5. 結婚 6. 住替 7. 独立 8. （　）				

緊急連絡先※1

※上記の者から同意を得た上で、私は貴社に下記の情報を提供いたします。※1 原則3親等以内の親族、代理申込時は入居者を記入要。

親権者お名前	フリガナ	自宅	－ －
		携帯	－ －
ご住所	〒　－	続柄	

賃貸借契約明細

賃貸借物件	物件名	号室	入居予定日　20　年　月　日
	所在地	（〒　－　）	
入居予定者	1. お申込者のみ 2. お申込者及び家族等 ⇒ 配偶者・婚約者・子供（　）人・その他（　） 3. お申込者以外 ⇒ お申込者との関係（続柄　）		

月額賃借料

①	家賃	円
②	共益費	円
③	駐車場代	円
④		円
⑤		円
⑥	月額賃借料合計額	円
	月額事務手数料	上記⑥の2．0% ⑥の合計金額に加算いたします。

月額賃借料合計の 50% ➡ 保証委託料 ※円未満切り捨て　円

※記入必須　【仲介会社様】の申込受付担当者の方へ

【仲介会社様名】

申込者ご本人様および、親権者様ご本人様であること、並びに、ご本人様および、親権者様の自署であることをご確認のうえ、申込受付担当者の方のサインを署名願います。

申込受付（確認）担当者様ご署名

備考欄

管理会社　加盟店番号：08237239

パナソニック ホームズ不動産株式会社
東京第一営業所
新宿区西新宿6-10-1日土地西新宿ビル3F
TEL：03－5909－0369
FAX：03－5909－0310

20261001改訂

連帯保証人代行サービスおよび家賃集金サービス利用申込書（ペーパーレス対応）

本システムは、賃借料等を株式会社ジャックス（以下「当社」という。）がお客様より口座振替にて集金をし、賃貸人に支払うこと及びお客様が賃借料等を遅滞された場合にも定められた期間立替払し、立替払期間終了後も一定期間保証する制度であり、お客様が審査申込すると同時にお申込みして頂きます。
申込者は、「個人情報の取扱いに関する同意条項（ジャックス用）」「立替払委託契約・保証委託契約（ジャックス用）」「保証委託契約（パナソニック　ホームズ賃貸サポート用）」に同意し、賃貸借契約の成立を条件として契約成立となることをご承諾の上、利用申込を行います。下記賃貸物件の「審査申込書」に記載された個人情報が当社に提供されること、当該個人情報が「個人情報の取扱いに関する同意条項（ジャックス用）」「個人情報のお取扱いについて（パナソニック　ホームズ賃貸サポート用）」に基づき取り扱われることに同意します。

個人情報の取扱いに関する同意条項（ジャックス用）

第１条（個人情報の収集・保有・利用）

(1)申込者（契約者）（以下「私」という。）は株式会社ジャックス（以下「当社」という。）が立替払委託契約（本申込みを含む。以下「本契約」という。）の与信判断及び与信後の管理のため並びに今後の当社との取引に係る与信判断及び与信後の管理のため以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」という。）を保護措置を講じた上で、当社が収集することを（映像、電話の録音等の音声情報、その他の電磁的記録として取得・保存することを含む。）並びに当社が定める期間は以下の各条項（以下「本規約」という。）に基づいて当社が保有・利用すること及び当社が第三者等に提供することに同意します。①私及び親権者の氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号、携帯電話番号、勤務先（お勤め先内容）、家族構成、住居状況、メールアドレス、ユーザーID等、本人を特定するための情報（本契約締結後に当社が私から通知等を受け、又は当社が適法かつ公正に収集したことにより知り得た変更情報を含む。以下同じ）②本契約に関する申込日、契約日、ご利用店名、商品名、契約額、支払回数、支払方法、振替口座③本契約に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況④本契約に関する私の支払能力を調査するため又は支払途上における支払能力を調査するため、私が申告した私の資産、負債、収入、支出、当社が収集し保有・管理するクレジット利用履歴及び過去の債務の返済状況⑤本契約に関し、当社が必要と認めた場合に、私の運転免許証・パスポート等の証明書の提示を求め、又は住民票等を取得し、内容を確認し記録することにより又は写しを取得することにより得た記載内容情報⑥法令等に基づき、私が提出した収入証明書等の記載内容情報⑦電話帳、住宅地図、登記簿謄抄本、官報等の一般に公開されている情報⑧当社届出電話番号の現在及び過去の有効性（通話可能か否か）に関する情報⑨私が当社のホームページ等へアクセスした際の閲覧・サービスご利用履歴、Cookie、IPアドレス、端末識別番号、お使いのブラウザの種類、位置情報等(2)私は当社が本契約に関する与信業務及び与信後の債権管理・回収業務の一部又は全部を、当社の提携先企業に委託（債権譲渡を含む）する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、(1)により収集した個人情報を当該提携先企業に提供し当該提携先企業が利用することに同意します。(3)私は、当社が当社の事務（コンピュータ事務、代金決済事務及びこれらに付随する事務等）を国内又は外国にある第三者に業務委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、(1)により収集した個人情報を当該業務委託先に提供することに同意します。(4)私は、当社が次の場合に、(1)により収集した個人情報の一部又は全部を提供することに同意します。法令（強制力を伴っている場合に限らず、当社が公共の利益のために必要と判断した場合を含む。）に基づいて、公的機関等に対して(1)により収集した個人情報を提供する場合。(5)私は、本契約に基づく精算及び本契約に関する紛議の解決等のため、当社が(1)①②（当社が必要と判断した場合は(1)③を含む。）の個人情報を申込書記載の物件を管理する管理会社又は賃貸人に提供することに同意します。(6)私は、賃貸物件の退去時にあたって、最終支払賃借料等の精算のため、当社が(1)③の個人情報を申込書記載の物件を管理する管理会社又は賃貸人に提供し利用することに同意します。(7)私は、申込書記載の管理会社又は賃貸人が変更された場合は、当社が(5)(6)に各々定めるところにより、個人情報を変更後の管理会社又は賃貸人に提供し、利用することに同意します。

第２条（個人情報の与信等の目的以外の利用）

私は、当社が下記の目的のために第1条(1)の個人情報を利用し、電子メール・ダイレクトメール・ファクス・電話・SMS（ショートメッセージサービス）・その他インターネット上の連絡等により案内することに同意します。①当社のクレジット事業、金融事業、保険事業、不動産取引・賃貸管理事業、物品賃貸事業等における市場調査、商品開発、商品・サービス情報、関連するサービスのお知らせなどに利用するため。②当社以外の第三者から受託して行う当該第三者の商品・サービス等の営業案内に利用するため。③当社の情報処理サービス事業（データ集計・統計サービス、あて名印刷サービス、発送・発信サービス等。これらを当社が提携先企業等から受託する場合を含む。）における市場調査・商品開発、商品・サービス情報の提供、宣伝物・印刷物の送付に利用するため。※なお、上記の当社の具体的な事業内容については、当社のホームページ（URLは、https://www.jaccs.co.jp/）をご覧ください。

第３条（個人信用情報機関への登録・利用）

(1)私は、信用情報機関が保有する信用情報に関して下記の事項に同意します。1)当社は、私、私の配偶者の本人を特定するための情報（氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所等）を、当社が加盟する信用情報機関（注）及びこれと提携する信用情報機関（以下、「提携信用情報機関」という。）に提供し、私、私の配偶者に関する信用情報（(3)1)に定める情報をいう。以下同じ。）をこれら信用情報機関に照会します。2)上記1)の照会により、これら信用情報機関に私、私の配偶者の信用情報が登録されている場合は、当該信用情報の提供を受け、私、私の配偶者の支払能力・返済能力の調査のために利用します。（注）個人の支払能力・返済能力に関する信用情報を、当該機関に加盟する事業者（以下「加盟事業者」という。）に提供することを業とするものをいいます。(2)私は、信用情報機関への信用情報の提供に関して下記の事項に同意します。1)当社は、私、私の配偶者に係る本契約に基づく別表1に定める信用情報を、当社が加盟する信用情報機関に提供します。これらの信用情報は、当該信用情報機関において別表1に定める期間保有され、(3)に記載のとおり利用されます。2)上記1)により、当社が提供する信用情報は下記のとおりです。

a.株式会社シー・アイ・シー

私、私の配偶者の本人を特定するための情報（氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所、勤務先、勤務先電話番号等）。申込・契約内容に係る情報（契約の種類、申込日、契約日、契約額、貸付額、商品名及びその数量/回数/期間、支払回数等）。支払い等に係る情報（請求額、入金額、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払状況に関する情報等）の全部又は一部。

b.株式会社日本信用情報機構

本人を特定するための情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等）、契約内容に関する情報（契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額、商品名及びその数量等、支払回数等）、返済状況に関する情報（入金日、入金予定日、残高金額、年間請求予定額、完済日、延滞、延滞解消等）、及び取引事実に関する情報（債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等）の全部又は一部。(3)私は、当社が加盟する信用情報機関が、当該機関及び提携信用情報機関の加盟事業者による私、私の配偶者の支払能力・返済能力の調査に資することを目的に、保有する信用情報を以下のとおり利用すること、及び加盟事業者に提供することに同意します。1)当社が加盟する信用情報機関は、下記の信用情報を保有します。①上記(2)1)により、当社を含め、信用情報機関の加盟事業者から提供を受けた情報②信用情報機関が収集した①以外の情報③信用情報機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、その関連情報2)当社が加盟する信用情報機関は、保有する信用情報を下記のとおり利用します。①信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他信用情報機関の業務を適切に実施するための処理②信用情報の分析等の処理及びそれに基づく数値等の情報の算出 3)当社が加盟する信用情報機関は、信用情報（上記 1)①②③）を加盟事業者へ提供します。また、信用情報（上記 1)①）を、提携信用情報機関を通じてその加盟事業者へ提供します。(4)当社が加盟する信用情報機関と提携する信用情報機関は下記のとおりです。1)当社が加盟する信用情報機関の名称、問い合わせ電話番号は下記のとおりです。また、本契約期間中に新たに信用情報機関に加盟し、信用情報を利用・提供する場合は、別途、書面（電磁的記録を含む。）により通知し、同意を得るものとします。

●株式会社シー・アイ・シー（割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関）ナビダイヤル：0570-666-414
URL（https://www.cic.co.jp/）※株式会社シー・アイ・シーの加盟資格、加盟事業者名、信用情報の利用目的及び利用方法、同社が実施する「クレジット・ガイダンス」については、上記の同社のホームページをご覧ください。

●株式会社日本信用情報機構（貸金業法に基づく指定信用情報機関）
ナビダイヤル：0570-055-955 URL（https://www.jicc.co.jp/）※株式会社日本信用情報機構の加盟資格、加盟事業者名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。2)提携信用情報機関の名称、問い合わせ電話番号は、下記のとおりです。

●全国銀行個人信用情報センター TEL.03-3214-5020 URL（https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/）※全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟事業者名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

第４条（個人情報の第三者への提供・利用）

(1)私は、当社が下記の場合に第１条(1)①②の個人情報を保護措置を講じた上で提供し当該提供先が利用することに同意します。●当社と個人情報の提供に関する契約を締結した当社の関係会社が、下記の目的により個人情報を利用する場合。1)①保険代理店事業における宣伝物等、営業案内に利用するため②各種商品小売事業における商品等に関する案内に利用するため③電気通信事業における宣伝物等、営業案内に利用するため。
利用会社名：ジャックス・トータル・サービス株式会社　〒140-8671　東京都品川区東品川 4-12-1　品川シーサイドサウスタワー
TEL 03-6311-7331　E-mail：info@jts-web.co.jp
2)リース事業、オートオークション仲介事業における宣伝物等、営業案内に利用するため。
利用会社名：ジャックスリース株式会社　〒140-8517 東京都品川区東品川 4-12-1 品川シーサイドサウスタワー
TEL 03-6327-2200(2)上記(1)記載の関係会社への個人情報の提供期間は、原則として契約期間中及び本契約終了日から７年間とします。なお、上記(1)記載の関係会社における個人情報の利用期間については、各社にお問合わせください。

第５条（個人情報の開示・訂正・削除）

(1)私は、当社及び第３条で記載する信用情報機関並びに第４条で記載する当社の関係会社等に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。①当社に開示を請求する場合には、第８条記載の窓口又は支店にご連絡ください。開示請求手続き（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等）の詳細についてお答えします。また、開示請求手続きにつきましては、当社のホームページ（URL は、https://www.jaccs.co.jp/）によってもお知らせしております。②信用情報機関に開示を請求する場合には、第３条記載の信用情報機関に連絡してください。③当社の関係会社に対して開示を請求する場合には、第 4 条記載の当社の関係会社に連絡してください。(2)万一、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社は、速やかに訂正又は削除に応じるものとします。

第６条（本規約に不同意の場合）

当社は、私が本契約の必要な記載事項（契約書表面で私が記載すべき事項）の記載を希望しない場合及び本規約の内容の全部又は一部を承諾できない場合には本契約をお断りすることがあります。但し、本規約第２条及び第４条に同意しない場合でも、これを理由に当社が本契約をお断りすることはありません。

第７条（利用・提供中止の申出）

本規約第２条及び第４条による同意を得た範囲内で当社が当該情報を利用、提供している場合であっても、中止の申出があった場合は、それ以降の当社での利用、他社への提供を中止する措置をとります。

第８条（個人情報の取扱いに関する問合わせ等の窓口）

個人情報の開示・訂正・削除についての個人情報に関するお問合わせや利用・提供中止その他のご意見の申出等に関しましては、下記までお願いします。
ジャックス・カスタマーセンター（営業時間 9:30～17:30 ※年末年始を除く）
0570-002277 〒194-8570 東京都町田市南町田 5-2-1 南町田５丁目ビル

第９条（本契約が不成立の場合）

本契約が不成立の場合であっても本申込みをした事実は、第1条及び第3条(2)に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。なお、申込書の写し等は当社にて一定期間保管後、破棄するものとします。

第１０条（本規約の変更）

本規約に定める条項は法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

お客様記入欄　　お申込日：２０　　年　　月　　日

お申込者氏名

（自筆）

別表1	登録情報 / 会社名	①本契約の申込みに係る事実(本人を特定するための情報及び申込みの事実)	②本契約に係る事実(本人を特定するための情報及び本契約に係る客観的な取引事実)	③左記、本契約に係る事実に債務の支払いを延滞した事実が含まれる場合
登録期間	株式会社シー・アイ・シー(CIC)	当社が信用情報機関に照会した日から6ヶ月間	契約期間中及び契約終了後5年以内	契約期間中及び契約終了後5年間
	株式会社日本信用情報機構(JICC)	当社が信用情報機関に照会した日から6ヶ月以内	契約継続中及び契約終了後5年以内(但し、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内)	契約期間中及び契約終了後5年間

お申込みの内容(立替払委託契約・保証委託契約)ジャックス用

申込者(契約者)(以下「私」という。)は、下記に定める各条項を本契約の内容とすることに同意した上で、株式会社ジャックス(以下「会社」という。)に対し、私が連帯保証人代行サービスおよび家賃集金サービス契約書(以下「契約書」という。)に記載された賃貸人(以下「賃貸人」という。)又は契約書に記載された物件を管理する管理会社(以下「管理会社」といい、賃貸人と合わせて以下「賃貸人等」という。)から契約書に記載された賃借物件(以下「表記物件」という。)を賃借することを定めた契約(以下「賃貸借契約」という。)から発生する支払債務のうち、表記月額賃借料合計額及び私と賃貸人若しくは表記物件を管理する管理会社との間で合意し会社が認める費用(以下これらを総称して「賃借料等」という。)を会社が私に代わって立替払することを委託(以下「立替払委託契約」という。)するとともに、集金保証することを併せて委託(以下「保証委託契約」といい、立替払委託契約と合わせて、以下「本契約」という。)します。なお、本契約は、会社が所定の手続きをもって承諾し、賃貸人等を通じて私に承諾の通知を発した時に、賃貸借契約の成立を条件として成立するものとします。

第1章 保証委託契約

第1条(保証の範囲)

(1)会社は、賃貸人に対して、私が賃貸人に対して負担する次の債務を、私が表記物件の明渡しを完了するまでの間、私と連帯して保証するものとします。①賃貸借契約に基づいて私が負担する賃借料等(変更があった場合は当該変更金額。以下同じ)。②解約予告義務違反による損害金。但し、賃貸借契約上の賃借料等の1ヶ月分に相当する金額を上限とします。③表記物件明渡しまでに要する訴訟その他法的手続に必要な費用(弁護士費用、訴訟費用、強制執行費用等)。④強制執行に伴う、表記物件内の残置物の撤去、保管及び処分に要した費用(但し、駐車場にかかる費用は除く)。⑤原状回復費用。但し、国土交通省が平成23年8月に発表した「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン(再改訂版)」に準拠し、私が負担することが合理的であると会社が判断した範囲費用のうち、賃貸人等が未だ私その他第三者から弁済を受けていない費用に限るものとします。(駐車場費用は除く。)⑥賃貸借契約解約申入れ後、賃貸借契約終了までに発生した賃料等相当損害金。但し、賃貸借契約終了までに発生した賃料等相当損害金。但し、月々の当該賃借料等相当損害額は、賃貸借契約上の賃借料等の1ヶ月分に相当する金額を上限とします。⑦短期解約違約金。但し、賃借契約書に記載がある場合に限り、1年未満の解約においては賃借料等の2ヶ月分、1年以上2年未満の解約においては賃借料等の1ヶ月分に相当する金額を上限とします。⑧更新料(更新事務手数料を含む)。但し、賃貸借契約書に記載がある金額を上限とします。⑨未請求分家賃。契約書の不備返却や賃料発生日の変更により発生した日割賃借料等。但し、賃借料等の2ヶ月分に相当する金額を上限とします。(2)前項①②⑤⑥⑦⑧⑨に基づく会社の保証債務総額は、賃貸借契約上の賃借料等の24ヶ月分に相当する金額を上限とします。また、前項③④に基づく会社の保証債務の総額は、合算して金200万円(消費税込み)を上限として保証するものとします。(3)私が賃貸人に対して負担する次の債務については、会社の賃貸人に対する保証の対象外とします。①滞納賃借料等の遅延損害金等。②戦争、地震、天変地異等不可抗力によって生じた損害。③火災、ガス爆発等私の故意又は過失行為によって生じた損害並びに自殺によって生じた損害。④その他、本条(1)に該当しないもの。(4)会社は、ガス・水道の供給会社や保険会社(以下「各社」という)に対して、私が各社に対して負担する各契約の債務を、会社が決める期間を限度として、私と連帯して保証するものとします。

第2条(賃借料等の支払方法)

(1)私は、会社に対し第15条に定める方法により賃借料等を支払うものとします。(2)第19条又は第20条(2)の規定により、立替払委託契約が終了した場合、私は、賃貸人等が賃借料等の収受、受領を会社に委託したことを認めるものとし、賃借料等を賃貸人等の集金代理人である会社に対して支払うものとします。(3)本条(1)(2)の支払方法については、会社の承諾のない限り、変更をしないものとします。

第3条(保証委託料)

(1)私は、契約書記載の保証委託料(以下「保証委託料」という。)を管理会社又は管理会社が指定した会社に支払うものとします。(2)保証委託料は、賃貸借契約の終了等事由の如何にかかわらず、返還しないものとします。第4条(事務手数料)(1)私は、第14条による立替払委託手数料、又は第7条による保証債務履行手数料として、表記事務手数料2.0%(以下「事務手数料」という。)を会社に支払うものとします。(2)私は、事務手数料を、会社による賃借料等の立替払又は代位弁済が継続している間、賃借料等の支払いと合わせて支払うものとします。なお、事務手数料は月単位で支払うものとし、退去等にともなう日割り計算による減算は行わないものとします。(3)事務手数料は、賃貸借契約の終了等事由の如何にかかわらず、返還しないものとします。

第5条(譲渡担保)

(1)私は、保証委託契約に基づき会社に対して現に負担又は将来負担する一切の債務を担保するため、私が賃貸人に対し取得する次の各号の債権を会社に譲渡することに同意します。①敷金・保証金の返還請求権。②表記物件の明渡し日以降の、未賃借期間相当分の賃借料等の返還請求権。(2)表記物件の明渡し時に、私の会社への保証委託契約に基づく支払債務が存するときは、会社は前項に定める譲受債権を行使し、賃貸人から敷金等を受領のうえ、保証委託契約に基づく債務に充当できるものとします。(3)私は、本条第1項の債権譲渡について賃貸人等に対する通知にかかる代理権を会社に付与します。

第6条(事前求償権の行使)

(1)私は、次の各号の一つにでも該当するときは、会社が保証債務を履行しなくても、保証委託契約上私が会社に対して負担すべき債務額について、会社が予め求償権を行使しても異議ないものとします。①賃貸借契約上の債務について1回でも不履行があったとき。②賃貸借契約に違反し、又は賃貸借契約が解除、解約され、賃借物件から、退居、明渡しを求められたとき。③差押え、仮差押え、仮処分申立を受けたとき。④滞納処分を受けたとき。⑤破産手続開始の申立を受けたとき。又は自らこれらの申立をしたとき。⑥会社に対し負担する他の債務を延滞したとき。⑦会社に対し虚偽の申告をし、又は虚偽の書類を提出したとき。⑧逃亡、失踪し又は刑事上の訴追を受けたとき。⑨賃貸人等に対し何ら連絡することなく、継続して1ヶ月を超えて表記物件を不在にしたとき。⑩諸般の事情から私が賃貸借契約を継続する意思が認められないとき。⑪私の信用状態等が適当でないと会社が判断したとき。(2)私は、会社が前項により求償権を行使する場合、民法第461条に基づく抗弁権を主張しません。また、私が会社に対して担保を提供している場合に、事前に求償権を行使されても異議ないものとします。但し、残債務等に照らして十分な供託又は担保の提供をした場合には、私は、会社からの事前の求償権の行使に応じないことができるものとします。

第7条(保証債務の履行)

(1)私が、第6条第1項の各号に該当する場合、又は第19条若しくは第20条(2)の規定により立替払委託契約が終了した場合、私は、会社より事前の通知、催告なくして会社が賃貸人等に対し、保証債務の全額又は一部を履行することに何ら異議ないものとします。但し、私が会社に対して賃貸人等からの請求に対抗できる事由があることをあらかじめ通知していたにもかかわらず、会社が私に通知、催告なく賃貸人等に対して保証債務を履行した場合には、私が賃貸人等からの請求に対抗できた事由をもって会社に対抗できるものとします。なお、会社は、第19条又は第20条(2)の規定により、立替払委託契約が終了した場合、私から約定支払日に賃借料等を集金しますが、その集金可否にかかわらず、当該賃借料等を会社と管理会社にて定めた日(金融機関が休業日の場合は前金融機関営業日)に、賃貸人等に事前に支払うことができるものとします。(2)私は、第19条又は第20条(2)の規定により、立替払委託契約が終了した場合、会社に対する未払立替賃借料等を保証債務残高として取り扱われることに異議ないものとします。(3)私は、会社に対し、会社が賃貸人に対して負担する保証債務の履行及びその増加を防止する義務を負うものとします。(4)私は、会社が賃貸人等に対し保証債務を履行した場合、当該保証債務の履行額及び履行に要した一切の費用を、会社の定める方法及び期日により、会社に支払うものとします。(5)会社は、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、保証債務を免責されるものとします。①私が、賃借料等の支払いを遅滞したときに、賃貸人又は賃貸人代理人が私又は賃貸借契約者に対する明渡し請求義務を怠ったとき。②賃貸借契約について、私及び賃貸借契約者と賃貸人又は賃貸人代理人との間で紛議が生じているとき。③賃貸人又は賃貸人代理人が会社との本契約の取扱いに係る業務提携契約(以下、「提携契約」という。)で定められた禁止事項に反する行為を行ったとき。

第8条(保証債務範囲の変更)

賃借期間中に、次の各号に定める理由により表記賃借料等が変更されたときは、当然に保証債務の範囲もこれに準じて変更されるものとし、特に変更契約書の取り交わしは行わないものとします。但し、会社より変更契約書の提出を求められたときは、速やかにこれに応じるものとします。①表記賃借料等明細の改定。②新たな表記賃借料等明細項目の発生若しくは消滅。③消費税法その他の税法により、賃貸人等が納税義務者となったとき、若しくは当該税法で定める税率又は課税範囲の変更があったとき。

第9条(保証委託契約の更新)

(1)賃貸借契約の満了月の前月末日までに私より会社に対して特に申し出がないときは、賃貸人等から通知される条件にて賃貸借契約を更新し、かつ当該条件に基づき支払賃借料等の保証委託を継続するものと会社がみなすことに、私は異議ないものとします。(2)私及び賃貸人等は、会社より賃貸借契約の更新、賃貸借条件の変更並びに保証委託契約の継続及び賃借料等の変更に関し確認書の提出をもとめられたときはこれに応じるものとします。

第10条(保証委託契約の解除)

保証委託契約は、賃貸借契約が存続する間は、解約することができないものとします。但し、次の各号に該当する場合は、会社並びに賃貸人等からの通知により解約できるものとします。①私が、会社に対する賃借料等の支払いを遅延し賃貸人と会社との間で定めた支払遅延状態が発生したとき。②会社と賃貸人等との本制度の取扱いに関する契約が消滅したとき(但し、賃貸人等の変更に際して、会社と賃貸人等で締結した保証契約が会社と変更後の賃貸人等との間で継続される場合を除く。)。

第11条(保証委託契約の終了)

次に定める事由が発生したときは、当然に保証委託契約は終了するものとします。(1)賃貸借契約が、解除、取消その他事由により終了したとき。(2)第10条により保証委託契約が解除されたとき。(3)賃貸人等の変更により本制度が利用できなくなったとき。(4)第28条(4)により本契約が解除されたとき。

第12条(保証委託契約の終了の効果)

保証委託契約の合意解除、第10条、第11条、第28条(4)の場合、会社は、保証委託契約終了以降に支払期日が到来する賃借料等の賃貸人への支払を停止することができるものとします。但し、保証委託契約が終了した場合でも、会社に対する保証委託契約に基づいて賃貸人に支払債務が存するときは、当該債務については保証委託契約各条項が適用されるものとします。

第13条(遅延損害金)

(1)会社が、本契約に基づき、賃貸人に対して、私の賃借料等を代位弁済したときは、代位弁済額及び事務手数料に対し、代位弁済日の翌日から支払日に至るまで年14.60%の割合による遅延損害金を付加して支払うものとします。(2)会社が、本契約に基づき私に対して事前求償権を行使したときは、私は代位弁済額及び事務手数料一切に対し、事前求償権行使日の翌日又は代位弁済日の翌日から完済の日に至るまで年14.60%の割合による遅延損害金を付加して支払うものとします。

第2章 立替払委託契約

第14条(立替払委託)

(1)私は、会社に対し表記物件にかかる賃借料等を、会社が私に代わって賃貸人等に支払うこと(以下「立替払」という。)を委託します。(2)会社は、会社が賃貸人等へ立替払した賃借料等(以下「立替賃借料等」という。)について、私が会社に対し、約定支払日から60日以内に完済している(私の未払立替賃借料等の合計が賃借料等の3ヶ月分に相当する金額を上限とする)間は、立替払いを受託します。(3)私は、会社が賃貸人等に対して立替払する賃借料等の支払時期について、会社と賃貸人等との間で定めた所定の期日とすることに、異議ないものとします。

第15条(立替賃借料等の支払方法)

私は、会社に対し、第14条により会社が賃貸人等へ立替払した賃借料等(以下「立替賃借料等」という。)及び、私が会社に支払うべき事務手数料を表記支払内容に従って支払います。ただし、当該支払日までに当該方法による支払がない場合には、会社の指定する預貯金口座への振込み、コンビニエンスストアでの支払い、その他会社が認める方法により支払うことができるものとします。

第16条(遅延損害金)

私が、会社に対する第15条の立替賃借料等及び事務手数料の支払いを遅延したときは、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該遅延額に対し、年14.60%を乗じた額の遅延損害金を会社に支払うものとします。

第17条(立替払委託契約の更新)

本契約第9条により保証委託契約が更新された場合、当然に立替払委託契約も更新されるものとします。

第18条(立替賃借料等の変更)

本契約第8条により賃借料等が変更された場合、当然に立替賃借料等も変更されるものとします。

第19条(立替払委託契約の解除)

私が次の各号に該当する場合は、会社は私又は賃貸人等からの通知により、立替払委託契約を解除することができるものとします。①賃貸人等が賃借料等の受領権を失ったとき。②会社と賃貸人等との本制度の取扱いに関する契約が消滅したとき。③私が破産手続

き開始、再生手続開始の申立をなし、又は、されたとき。④会社に対し虚偽の申告をし、又は虚偽の書類を提出したとき。⑤逃亡、失踪し又は刑事上の訴追を受けたとき。⑥私の信用状態等が適当でないと会社が判断したとき。

第 20 条（立替払委託契約の終了）

(1)保証委託契約が終了したときは、当然に立替払委託契約も終了するものとします。(2)私が約定支払日から 60 日を超えても立替賃借料等を完済しない場合（私の未払立替賃借料等の合計が賃借料等の 3 ヶ月分に相当する金額を超過したとき）には、立替払委託契約は当然に終了するものとします。

第 3 章　共通事項

第 21 条（支払金等の充当順位）

私は、会社に対して支払った金額が、本契約に基づき私が負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、会社より私への通知なくして、会社が認める順序・方法により、いずれの債務に充当されても何ら異議ないものとします。

第 22 条（紛議）

(1)私は、賃貸借契約に関し、私と賃貸人等との間で紛議が生じたとき、又は、水道・ガス等の供給契約に関し供給業者との間で紛議が生じたときは、自らの責任において解決し、これがため会社に対して負担する求償債務の履行を拒むことはできないものとします。(2)私は、賃貸人等に対する賃借料等の支払停止を主張しうる正当な事由が存し、この支払を停止するときには、事前に書面をもって会社に通知することにより、当該通知の到達日以降に支払期日の到来する賃借料等の支払停止を依頼することができるものとします。

第 23 条（賃借料等延滞に伴う取扱い）

(1)私は、私が会社に対する賃借料等の支払いを遅滞したときは、会社の賃貸人等への賃借料等の支払いの有無にかかわらず、私が賃貸人との間の賃貸借契約に基づく賃借料等の支払債務を不履行したものと取り扱われても異議ないものとします。(2)私は、私が会社に対する賃借料等の支払いを遅滞したときは、賃貸借契約の継続又は解除の判断のため、会社が以下の個人情報を賃貸人等に対して通知しても何ら異議ないものとします。①私の氏名、住所、電話番号、勤務先。なお、本契約締結後に、会社が私から通知を受ける等により知り得た変更情報を含みます。②本契約に関する遅滞の事実、支払債務、月々の返済状況及び入金状況。（交渉状況を含む。）(3)私は、契約書記載の賃貸人等が変更された場合は、会社が変更後の賃貸人等に対して(2)①②の個人情報を通知することに同意します。

第 24 条（届出事項の変更・通知義務）

(1)私は、会社に届け出た住所、氏名、勤務先、電話番号、指定預金口座等について変更があった場合には、遅滞なく会社所定の書面により会社に通知するものとします。(2)私は(1)の氏名、住所の変更を怠ったことにより、会社からの通知又は送付書類等が延着又は不到達となった場合でも、会社が通常到達すべきときに到着したものとみなすことに異議ないものとします。但し、(1)住所、氏名の変更の届出を行わなかったことについて、やむを得ない事情があるときは、この限りではないものとします。(3)私は、新たに電話を設置し、若しくは電話番号を変更した場合は、書面により速やかに会社又は賃貸人等宛に連絡します。

第 25 条（費用等の負担）

(1)私は、会社に対する債務の支払いに要する費用を負担するものとします。(2)私は支払いを遅滞したことにより会社が金融機関に再度口座振替の依頼をしたとき、又は会社が振込用紙を送付したときは、システム処理料、事務手数料として会社所定の手数料を別に支払うものとします。(3)私は、私の責に帰すべき事由により会社が訪問集金したときは、訪問集金費用として会社所定の手数料を別に支払うものとします。(4)会社が私に対して法的手続きの開始に必要な書面による催告をしたときは、私は当該催告に要した費用を負担するものとします。(5)私は、表記物件の明渡しに関し、賃貸人及び会社が訴訟手続きに要した費用（弁護士費用、訴訟費用、強制執行費用を含む。）を負担するものとします。

第 26 条（公租公課）

(1)私は、第 25 条に基づき、会社に支払う費用等にかかる消費税及び地方消費税を負担するものとし、消費税率及び地方消費税率が増額変更された場合は当該増額分についても私が負担するものとします。(2)私は、名義の如何にかかわらず、商品の取得、所有、保管、使用、並びに提供を受ける役務その他本契約の締結及び履行に係る一切の公租公課を負担するものとします。

第 27 条（弁済の取扱い）

私は、私が会社に対して負う債務の支払について、会社所定の時刻までに振込を完了するものとし、当該振込の完了が当該時刻を過ぎた場合に、翌営業日の支払と取り扱われたとしても異議ないものとします。

第 28 条（反社会的勢力の排除）

(1)私は、私が、現在次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します①暴力団。②暴力団員及び暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者。③暴力団準構成員。④暴力団関係企業。⑤総会屋等。⑥社会運動等標榜ゴロ。⑦特殊知能暴力集団等、⑧前各号の共生者。⑨テロリスト（疑いがある場合を含む）。⑩日本政府、外国政府、国際機関等が経済制裁の対象として指定する者。⑪その他前各号に準ずる者。(2)私は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。①暴力的な要求行為。②法的な責任を超えた不当な要求行為。③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて会社の信用を毀損し、又は会社の業務を妨害する行為。⑤その他前各号に準ずる行為。(3)私が、本条(1)及び(2)に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、会社は私に対し当該事項に関する調査を行い、又、必要に応じて資料の提出を求めることができ、私はこれに応じるものとします。(4)私が、本条(1)若しくは(2)のいずれかに該当した場合、又は本条(1)若しくは(2)の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合のいずれかであって、契約を締結すること、又は契約を継続することが不適切であると会社が認める場合には、会社は私との契約の締結を拒絶し、又は本契約を解除することができるものとします。本契約が解除された場合、私は、会社の通知又は請求により期限の利益を失い、会社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。(5)本条(4)の規定の適用により、会社に損失、損害又は費用（以下「損害等」という。）が生じた場合には、私はこれを賠償する責任を負うものとします。又、本条(4)の規定の適用により、私に損害等が生じた場合にも、私は当該損害等について会社に請求をしないものとします。(6)本条(4)の規定に基づき本契約が解除された場合でも、会社に対する未払債務があるときは、それが完済されるまでは本契約の関連条項が適用されるものとします。

第 29 条（定期借家契約）

表記物件に係る賃貸借契約の種類が、借地借家法に規定する定期建物賃貸借又は期限付賃貸借であり、賃貸借契約終了後に表記物件について私と賃貸人等の間にて新たな賃貸借契約（以下「再契約」という。）を結する場合、会社が私又は賃貸人等に対して特段の通知を行わない限り、再契約についても、私は会社に対し第 1 条以下に定める内容で再契約に基づく賃借料等を立替払する又は保証することを委託し、会社はこれを受託します。

第 30 条（住民票等取得の同意）

私は、本申込みを行う者が申込書に記載された私に相違ないことを確認するため並びに契約成立後の債権管理のため、会社が住民票の写し、住民票の記載事項証明書、戸籍謄抄本、戸籍の付票の写し等を取得し利用することに同意します。

第 31 条（本契約の変更）

(1)会社は、次の各号に該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、会社のホームページにおいて公表、その他相当な方法で私に周知した上で、本契約を変更することができるものとします。①変更の内容が私の一般の利益に適合するとき。②変更の内容が本契約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであとき。(2)会社は、前項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容を会社のホームページにおいて公表する方法又は会社から私に通知する方法（必要があるときにはその他相当な方法を含む）により私に周知した上で、本契約を変更することできるものとします。この場合、当該周知の後に私が本契約に係る取引を行うことにより、変更後の内容に対する承諾意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本契約が変更されるものとします。

第 32 条（賃貸人及び賃貸代理人の変更）

(1)賃貸人が変更となり、変更後の賃貸人及び会社が本契約の継続適用を認める場合、私は本契約における賃貸人を変更後の賃貸人とすることに同意するものとします。また、会社が賃借料等を賃貸人に立替払いしている場合、私は会社が私に特段の手続きをとることなく、①引き続き本契約に基づき変更後の賃貸人に立替払いすること、及び②変更後の賃貸人に保証債務を履行することに同意するものとします。(2)賃貸人代理人が変更となり、変更後の賃貸人代理人及び会社が本契約の継続適用を認める場合、私は会社が私に特段の手続をとることなく本契約における賃貸人代理人を変更後の賃貸人代理人とし、①引き続き本契約に基づき変更後の賃貸人代理人に立替払いすること、及び②保証債務履行に基づく支払いを変更後の賃貸人代理人に行うことに同意するものとします。(3)私は前二項の同意に伴い、本契約に関する個人情報の取扱に関する同意条項における賃貸人及び賃貸人代理人についても、変更後の賃貸人及び賃貸人代理人がこれに該当するものとし、当該同意条項が適用されることに同意するものとします。

第 33 条（準拠法）

私と会社の諸契約に関する準拠法はすべて日本法が適用されるものとします。

第 34 条（合意管轄裁判所）

私は、本契約について紛争が生じた場合、訴額の如何にかかわらず会社の本社又は本部、各支店、各センター所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

【お問合わせ・相談窓口】

(1) 賃貸借契約についてのお問合わせ・ご相談は、賃貸人又は管理会社にご連絡ください。

(2) 本契約についてのお問合わせ・ご相談は、株式会社ジャックスにご連絡ください。

ジャックス・カスタマーセンター（営業時間 9:30 ～ 17:30 ※年末年始を除く）

TEL　0570-002277

〒194-8570 東京都町田市南町田 5-2-1 南町田 5 丁目ビル

個人情報のお取扱いについて（パナソニック ホームズ賃貸サポート用）

弊社は、お客様に安心してサービスをご利用いただけるよう、お客様の個人情報の取扱いについて以下のように定めます。

第 1 条（総則）

1。個人情報の取得、利用、保有

弊社は、サービスのご提供に当たり、下記の個人情報を取得、利用、保有いたします。a。氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、家族構成、e-mailアドレスなど、所定の申込書にご記入いただいた事項およびご申告いただいた事項b。申込日、契約日、支払方法、支払口座情報などのご契約に関する事項c。ご契約に基づくお客様のお支払状況・履歴などに関する事項

2。個人情報の利用目的

弊社は、個人情報のお取扱いに当たり、利用目的を特定し公表又はご本人へご通知します。所得した個人情報は、法令により許される場合を除き、あらかじめ特定された目的以外には利用いたしません。あらかじめ特定された目的以外の目的でお客様よりの情報を取得、利用させていただいた場合は、利用目的、利用方法、利用範囲などの内容をご説明し、個別にご本人の同意を得たうえで行うことといたします。a。不動産賃貸借における家賃等の債務保証、家賃等の集金、事務代行のためb。ダイレクトメールの発送、電話によるご案内等、提携会社等の商品や会員特典サービスに関する各種ご提案のためc。市場調査、サービスの研究、開発、改善のためのアンケート調査実施等のためd。その他上記に付随、関連する業務を適切かつ円滑に遂行するため

3。個人情報の第三者提供

弊社は、以下の場合に限り第三者に個人情報を提供する場合があります。a。お客様等からあらかじめ同意を得ているとき。b。公的機関から法令に基づき開示の要請があった場合。c。人の生命・身体または財産の保護のために必要がある場合であってお客様等の同意を得ることが困難な場合。d。公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要が認められる場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合。e。地方公共団体を含む公的機関またはその委託を受けたものが法律の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、お客様等の同意を得ることによって当該事務の遂行支障を及ぼすおそれがあると判断した場合。

4。個人情報の委託について

弊社は、上記の利用目的を達成するため、お客様の個人情報を委託する場合がございます。業務委託などにより、必要に応じて個人情報を委託先へ委託する場合には、委託先に個人情報の保護を義務付け、適切な弊社の監督の下で行うものとし、個人情報の保護に関しましては、ご本人に対し、弊社が直接管理責任を負います。委託業務完了後は、委託した個人情報は適切な時期の安全に回収又は消去します。

5。個人情報に関するお客様の権利

(1)個人情報に関するお客様の権利お客様は、ご本人に関する個人情報に関して、弊社に対し利用目的の通知又は開示、訂正・追加・削除、利用の停止・消去および第三者への提供の停止（以下併せて「開示等」といいます）のご請求が可能です。ただし、預託を受けている情報等弊社がこれらの措置を直接実施する権限を有しないものを除く、保有お客様個人情報に限られますので、ご了承願います。万一、弊社よりご請求に応じられない合理的な理由がある場合には、その旨適切にご説明申し上げます。(2)開示等のお申し出先開示等のお申し出は、下記の要領にて承ります。問い合わせ方法：弊社への来社、郵送、電話でお受けいたします。なお、来社、電話による受付時間は、下記の通りです。月・火・水・木・金（午前）9:30～12:00（午後）13:00～17:00住所：〒560-0083 大阪府豊中市新千里西町1-1-4 千里中央ビル10階 電話番号:06-6318-9580(3)請求者ご本人又はその代理人の本人確認手続きについてご請求にあたりましては、請求者がご本人自身であることを確認させていただくため、次のいずれかの手続きが必要となりますので、あらかじめご準備いただく等、ご協力をお願いいたします。

株式会社ジャックス

a.運転免許証、パスポート等官公庁が発行した顔写真付きの証明書原本との照合b.ご請求書への実印のご押印と印鑑証明書のご提出c.弊社が既に保有している情報を用いた弊社担当者からの連絡と簡単な質問等d.弊社担当者の訪問と面談e.その他適切な方法代理人による場合は、代理人自身であることに加え法定代理人であること（戸籍抄本等の原本の提出）や委任を受けていること（実印による委任状と当該実印の印鑑証明書の提出）の確認が必要となります。(4)ご報告、ご対応時期弊社では、お客様からの請求を受領後、原則10営業日以内にご報告、ご対応いたしますが、特別の事情により、ご報告、ご対応が遅くなる場合は適宜ご説明申し上げます。(5)手数料についてあらかじめ本人確認等の適切なご準備をいただいているご請求に対しましては、一般的な確認作業、ご請求への対応、ご報告手続きに止まる限り、手数料はいただきません。(6)弊社からのご連絡　上記の手続きやご請求内容の確認のため、弊社よりご連絡を申し上げることがございます。(7)請求書および添付書類のご返却ご提出いただきました請求書や添付書類等につきましてはご返却いたしません。個人情報をご提供いただけない場合について書面へのご記入、Webへのご入力等によるお客様からの個人情報のご提供は、お客様のご判断によります。ただし、お客様から個人情報をご提供いただけない場合は、契約の締結や弊社サービスの提供が行えない場合がございますので、ご了承ください。

保証委託契約（パナソニック　ホームズ賃貸サポート用）

賃借人（以下「甲」という。）とパナソニックホームズ賃貸サポート株式会社（以下「乙」という。）は、甲とパナソニックホームズ不動産株式会社もしくは賃貸人（以下これらを総称して「丙」という。）との間で締結された、表面記載の居住賃貸物件（以下「本物件」という。）に対する賃貸借契約（以下「原契約」という。）に関連し、次のとおり保証委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（総則）

1.甲は乙に対し、原契約に関し、本契約第1条第1項各号記載の金銭の支払債務について、次条以下に定める内容に従い連帯保証することを委託し、乙はこれを受託した。2.本契約は、丙が株式会社ジャックスが実施する賃借料等の立替払・賃借料等支払債務の保証に関する基本契約（以下「立替払等委託契約および保証委託契約」という。）の契約者であり、かつ甲が立替払等委託契約および保証委託契約を利用することを前提とする。3.本契約は、原契約に関して丙が株式会社ジャックスとの間で立替払等委託契約および保証委託契約を締結したことを乙が確認し、かつ、甲が丙を介して乙に対し、本契約に基づく保証委託料を支払ったことを乙が確認した時点で効力が発生する。

第 2 条（保証委託料等）

1.甲は乙に対し、本契約締結時に、初年度保証委託料として表面記載の金額を支払うものとする。初年度保証委託料については、甲は丙を介して乙に支払うものとする。2.甲は、原契約が期間満了前に終了した場合であっても、本条第1項により支払った保証委託料の返還は請求できないものとする。

第 3 条（保証期間と更新）

1.本契約期間（以下「保証期間」という。）は、原契約の締結から原契約の目的物の明渡が終了した時までとする。ただし、第1条第3項記載の通り、本契約の効力発生時点は、あくまで丙が株式会社ジャックスとの間で立替払等委託契約および保証委託契約を締結したことを乙が確認し、かつ、甲が丙を介して乙に対し、本契約に基づく保証委託料を支払ったことを乙が確認した時点とする。2.以下に定める事由のいずれかが発生した場合、そのときをもって、本契約は終了するものとする。ただし、当該事由につき乙の書面による承諾があった場合にはこの限りでない。①本物件の用途が居住用から他の用途に変更された場合。②甲の原契約上の地位が第三者に移転した場合（相続等包括承継を除く）。③原契約に基づく賃借権の譲渡・転貸等がなされた場合または本物件の占有者に追加・変更があった場合。④原契約内容に重大な変更があった場合。

第 4 条（保証の範囲）

1.乙は丙に対し、甲が丙に対して負担すべき債務のうち、次の各号記載の金銭の支払いを、甲と連帯して保証する。ただし、本契約の締結に際し、甲が乙に対し、自己の年収額、勤務先及び入居者等保証委託の申込書に記載された乙の定める重要事項について虚偽申告を行っていた場合並びに乙と丙の間で締結される賃貸保証契約書上の免責事項に該当する場合はこの限りでない。①賃料等及び更新料の滞納分。（但し、賃料の6ヶ月分を上限とする）2.前項の規定にかかわらず、丙と株式会社ジャックスとの間の立替払等委託契約および保証委託契約に基づき、株式会社ジャックスが立替払いを行った部分については、乙は一切保証の責任を負わないものとする。3.乙は、次の各号における債務については、一切負わないものとする。①滞納賃料等の遅延損害金②戦争、地震、天変地異等不可抗力によって生じた損害③立替払等委託契約および保証委託契約の利用が終了した場合、終了日以降に発生した債務（ただし、甲による賃料等及び変動費の滞納額が累積で賃料等及び変動費の合計24ヶ月分に達したことにより立替払等委託契約および保証委託契約が終了する場合を除く）④本物件明渡し後の賃料等及び賃料等相当損害金⑤その他本条第1項に含まれない債務

第 5 条（保証債務の履行）

1.甲が前条第1項に規定する債務について履行の全部または一部を遅延したときは、乙は、甲に対して何らの通知なくして丙に対する保証債務を履行した上、甲に対して次項に基づき求償することができる。2.乙が保証債務を履行したときは、甲は乙に対し、以下の各号に定める金額を以下の各号に定める期日までに償還しなければならない。①乙の丙に対する保証債務履行額。償還期日は乙が履行した日とする。②乙の丙に対する保証債務履行のための費用。償還期日は乙が支出した日とする。③乙の甲に対する求償権実行または保全に要した費用。償還期日は乙が支出した日とする。3.甲が乙に対して前項に基づき償還すべき金額を、それぞれ前項の定める償還期日までに支払わなかったときは、甲は乙に対し、前項の定める償還期日の翌日からそれぞれ支払い済みに至るまで年14.6%の割合による遅延損害金を支払わなければならない。4.甲が原契約に基づき丙に対して負担する債務を履行しないことについて、正当な理由がある場合には、甲は乙に対し、賃料等の支払日の前日までにその理由を連絡しなければならない。5.甲は、前項の連絡を怠った場合、前項の事由の存在を理由に乙の求償請求を拒むことはできない。

第 6 条（譲渡担保）

1.甲は本契約に基づく乙に対する一切の債務を担保するため、原契約に基づく甲の丙に対する敷金・保証金等返還請求権を乙に譲り渡し、乙はこれを譲り受けた。2.甲は、原契約に基づく敷金・保証金等返還請求権について、乙以外の者への譲渡・担保差入その他の処分をしてはならない。

第 7 条（事前求償）

1.甲について、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、乙は、丙に対する保証債務の履行前であっても、甲に対し、事前に求償権を行使することができる。①甲が原契約または本契約の各条項の一つにでも違反し、求償権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき。②本契約第4条第1項に規定する債務の支払期限または本物件の明渡し期限が到来したとき。③仮処分、仮差押、強制執行または担保権の実行として競売の申し立てを受けたとき。④破産手続開始、特別清算開始、民事再生手続開始または会社更生手続開始の申立があったとき。⑤乙の責に帰すことのできない事由により乙に甲の所在が不明となったとき。⑥前各号のほか求償権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき。2.乙が前項により甲に対して求償権を行使する場合、甲は、民法第461条（主債務者の免責請求）に基づく抗弁権を主張できないことをあらかじめ承諾する。

第 8 条（遵守事項）

1.甲は、原契約の各条項を誠実に遵守しなければならない。2.本契約締結後、原契約の内容に変更が生じたとき、または原契約が終了したときは、甲は乙に対し、速やかにその旨及び変更の内容を届けなければならない。3.原契約が解除、解約、期間満了その他事由の如何を問わず終了した場合、甲は丙に対し、本物件から速やかに退去して本物件を明け渡さなければならない。

第 9 条（特則）

1.甲に賃料等の滞納が生じた場合、電報、電話、訪問、文書の提示、差し置き、封書による通知等相当の手段により、乙は甲に対し支払い状況の確認をすることができる。2.原契約が解除、解約、期間満了その他事由の如何を問わず終了した場合、乙は甲の退去手続きに立会うことができる。

第 10 条（費用の精算）

営繕費、光熱費等甲が負担するべきもので乙が立替払いしたものがある場合には、甲は乙に対し、速やかに立替金を償還しなければならない。

第 11 条（再委託）

乙は、本契約に基づき受託または受権した事務の一部を乙が任意に選定する第三者に再委託することができるものとする。

第 12 条（原契約の変更）

甲は、原契約を変更する場合（ただし賃料等の減額は除く。）は、乙の書面による承諾を取得するものとし、原契約の変更は、当該承諾がない限り乙に対しては効力を生じないものとする。

第 13 条（追加的措置）

甲は、本契約の目的を達するために乙が必要または適切とみなす契約書、その他の書類の作成、調印を乙から要求された場合は、これを速やかに作成、調印して乙に交付するものとする。

第 14 条（分離可能性）

本契約書の文言または条項の一部が無効または取消となった場合、当該無効または取消部分のみが本契約書から削除されたものとみなされ、他の文言及び条項は有効に存続するものとする。

第 15 条（反社会的勢力の排除）

1.甲は、乙及び丙に対し、次の各号の事項を表明し、保証するものとする。①自らまたは自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。）及び従業員が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。②自らまたは自らの役員及び従業員が反社会的勢力でなかったこと。③反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約の締結をするものではないこと。④反社会的勢力を利用しないこと、およびこれに準ずる行為を行わないこと。⑤反社会的勢力に資金提供を行わないこと、およびこれに準ずる行為を行わないこと。⑥自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと。ア　乙または丙に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為。イ　偽計または威力を用いて乙または丙の業務を妨害し、または信用を毀損する行為。2.甲は、乙又は丙が前項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と乙または丙が判断する資料を提出しなければならない。3.丙は、甲が本条第一項に違反した場合、催告その他何等の手続きを要することなく、直ちに甲丙間で締結した全ての契約の全部又は一部を解除することができるものとする。4.乙は、甲が本条第一項に違反した場合、催告その他何等の手続きを要することなく、直ちに甲乙間で締結した全ての契約の全部又は一部を解除することができるものとする。5.乙または丙は、前二項に基づき甲丙間または甲乙間の契約を解除した場合、これにより被った損害の賠償を甲へ請求できるものとする。

第 16 条（原契約の信頼関係破壊）

甲の滞納した賃料等相当額を株式会社ジャックスが丙に対し立替払いを行った事実及び乙の丙に対する保証債務履行の事実は、甲丙間の原契約における信頼関係破壊の判断に影響を及ぼさず、甲による家賃等の滞納が 3 ヶ月に達したときは、上記立替払いの事実や保証債務履行の事実に関わらず、丙は原契約を解除することができる。

第 17 条（定期借家契約）

原契約が定期借家契約である場合には、以下の通りとする。①原契約が中途解約を認めない場合において，原契約が中途解約されたことにより，甲に違約金支払義務が発生する場合には，乙は甲の違約金支払義務のうち賃料の 6 ヶ月分を上限としてこれを保証するものとする。②原契約終了後本物件について新たな賃貸借契約（以下「再契約」という。）を締結する場合、新規申込として、改めて賃貸保証契約の申込みがなされ、かつ、その申し込みを乙が承諾し、さらに丙が立替払等委託契約を改めて利用すると共に、乙に対して保証委託料が支払われたことが乙によって確認されなければ、再契約に基づき甲が負担する債務について、乙の保証は発生しない。

第 18 条（管轄裁判所）

本契約に関する一切の紛争は、乙の本社または本部、各支店所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第一審の合意管轄裁判所とする。

第 19 条（協議事項）

本契約に定めない事項については、甲及び乙は、関係法規及び慣習等に従い誠意を持って協議の上処理するものとする。以上

パナソニック ホームズ賃貸サポート株式会社　個人情報の取扱いに関する同意条項

弊社は、お客様に安心してサービスをご利用いただけるよう、お客様の個人情報の取扱いについて以下のように定めます。

1．個人情報の取得、利用、保有

弊社は、サービスのご提供に当たり、下記の個人情報を取得、利用、保有いたします。

a. 氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、家族構成、e-mailアドレスなど、所定の申込書にご記入いただいた事項およびご申告いただいた事項
b. 申込日、契約日、支払方法、支払口座情報などのご契約に関する事項
c. ご契約に基づくお客様のお支払状況・履歴などに関する事項

2．個人情報の利用目的

弊社は、個人情報のお取扱いに当たり、利用目的を特定し公表又はご本人へご通知します。所得した個人情報は、法令により許される場合を除き、あらかじめ特定された目的以外には利用いたしません。

あらかじめ特定された目的以外の目的でお客様よりの情報を取得、利用させていただき場合は、利用目的、利用方法、利用範囲などの内容をご説明し、個別にご本人の同意を得たうえで行うことといたします。

a. 不動産賃貸借における家賃等の債務保証、家賃等の集金、事務代行のため
b. ダイレクトメールの発送、電話によるご案内等、提携会社等の商品や会員特典サービスに関する各種ご提案のため
c. 市場調査、サービスの研究、開発、改善のためのアンケート調査実施等のため
d. その他上記に付随、関連する業務を適切かつ円滑に遂行するため

3．個人情報の第三者提供

弊社は、以下の場合に限り第三者に個人情報を提供する場合があります。

a. お客様等からあらかじめ同意を得ているとき。
b. 公的機関から法令に基づき開示の要請があった場合。
c. 人の生命・身体または財産の保護のために必要がある場合であってお客様等の同意を得ることが困難な場合。
d. 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要が認められる場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合。
e. 地方公共団体を含む公的機関またはその委託を受けたものが法廷の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、お客様等の同意を得ることによって当該事務の遂行支障を及ぼすおそれがあると判断した場合。

4．個人情報の委託について

弊社は、上記の利用目的を達成するため、お客様の個人情報を委託する場合がございます。

業務委託などにより、必要に応じて個人情報を委託先へ委託する場合には、委託先に個人情報の保護を義務付け、適切な弊社の監督の下で行うものとし、個人情報の保護に関しましては、ご本人に対し、弊社が直接管理責任を負います。委託業務完了後は、委託した個人情報は適切な時期の安全に回収又は消去します。

5．個人情報に関するお客様の権利

(1) 個人情報に関するお客様の権利

お客様は、ご本人に関する個人情報に関して、弊社に対し利用目的の通知又は開示、訂正・追加・削除、利用の停止・消去および第三者への提供の停止（以下併せて「開示等」といいます）のご請求が可能です。

ただし、預託を受けている情報等弊社がこれらの措置を直接実施する権限を有しないものを除く、保有お客様個人情報に限られますので、ご了承願います。万一、弊社よりご請求に応じられない合理的な理由がある場合には、その旨適切にご説明申し上げます。

(2) 開示等のお申し出先

開示等のお申し出は、下記の要領にて承ります。

問い合わせ方法：弊社への来社、郵送、電話でお受けいたします。
なお、来社、電話による受付時間は、下記の通りです。
(午前)9:30～12:00　(午後)13:00～17:00　(月・火・木・金・土　※祝祭日、定休日等を除きます)
住　　所：〒160-0023　新宿区西新宿 6-10-1　日土地西新宿ビル
電 話 番 号：03-5909-0327

(3) 請求者ご本人又はその代理人の本人確認手続きについて

ご請求にあたりましては、請求者がご本人自身であることを確認させていただくため、次のいずれかの手続きが必要となりますので、あらかじめご準備いただく等、ご協力をお願いいたします。

a. 運転免許証、パスポート等官公庁が発行した顔写真付きの証明書原本との照合
b. ご請求書への実印のご押印と印鑑証明書のご提出
c. 弊社が既に保有している情報を用いた弊社担当者からの連絡と簡単な質問等
d. 弊社担当者の訪問と面談
e. その他適切な方法
代理人による場合は、代理人自身であることに加え法定代理人であること(戸籍抄本等の原本の提出)や委任を受けていること(実印による委任状と当該実印の印鑑証明書の提出)の確認が必要となります。

(4) ご報告、ご対応時期

弊社では、お客様からの請求を受領後、原則 10 営業日以内にご報告、ご対応いたしますが、特別の事情により、ご報告、ご対応が遅くなる場合は適宜ご説明申し上げます。

(5) 手数料について

あらかじめ本人確認等の適切なご準備をいただいているご請求に対しましては、一般的な確認作業、ご請求への対応、ご報告手続きに止まる限り、手数料はいただきません。

(6) 弊社からのご連絡

上記の手続きやご請求内容の確認のため、弊社よりご連絡を申し上げることがございます。

(7) 請求書および添付書類のご返却

ご提出いただきました請求書や添付書類等につきましてはご返却いたしません。個人情報をご提供いただけない場合について

書面へのご記入、Ｗｅｂへのご入力等によるお客様からの個人情報のご提供は、お客様のご判断によります。ただし、お客様から個人情報をご提供いただけない場合は、契約の締結や弊社サービスの提供が行えない場合がございますので、ご了承ください。

以上

② 同居人・緊急連絡先 確認書

配偶者・婚約者・親権者契約の子（学生）・親族など			
ふりがな		契約者との続柄	
氏名	男・女		
生年月日	西暦　年　月　日（満　歳）		
現住所	〒　－　都道府県		
電話番号	－　－		
勤務先（学校）	名　称：	業種：	
	所在地：	勤続年数：　年	
	TEL：	年収：　万円	

上記以外の同居人			
ふりがな		契約者との続柄	
氏名	男・女		
生年月日	西暦　年　月　日（満　歳）		
電話番号	－　－		
ふりがな		契約者との続柄	
氏名	男・女		
生年月日	西暦　年　月　日（満　歳）		
電話番号	－　－		
ふりがな		契約者との続柄	
氏名	男・女		
生年月日	西暦　年　月　日（満　歳）		
電話番号	－　－		

契約者の緊急連絡先			
ふりがな		契約者との続柄	
氏名	男・女		
生年月日	西暦　年　月　日（満　歳）		
現住所	〒　－　都道府県		
電話番号	－　－		

パナソニック ホームズ不動産株式会社

安心入居サポート 加入申込書 兼 加入書

● 月額1,210円(税込)

私は会員規約に同意し、個人情報の取扱いに関して確認致しましたので
ジャパンベストレスキューシステム株式会社の運営する安心入居サポートに
申し込みを致します。
※ 月会費の為、日割りでの精算はできません。

ご記入日	年　月　日
ご入居日	年　月　日

お申込人

フリガナ		性別	1.男 2.女
お申込人氏名 (ご本人署名)	印 ※名義の変更はできません。 ※法人契約の場合は、加入者を限定して頂き、右の同居家族欄にご記入下さい。	生年月日	1.明治 2.大正 3.昭和 4.平成 年　月　日
フリガナ			
転居先 ご住所	〒 フリガナ マンション・アパート名 号室		
電話番号	(　　) -	携帯電話番号	(　　) -

住まいの緊急トラブルサポートアプリ
Living Link
リビングリンク

ご利用時に円滑な対応をする為、
電子会員証アプリケーション
「Living Link」のダウンロードを
お願い致します。

App Store▶　Google Play▶

取り扱い店印	(備考欄)
パナソニック ホームズ不動産株式会社 東京第一営業所 担当者名:	

種別	858	プラン	S	申込区分	□新規	□変更

24時間・365日サポート

※同居している家族のみご記入下さい。

同居家族

フリガナ			
氏名		生年月日	1.明治 2.大正 3.昭和 4.平成 5.令和　年　月　日
フリガナ			
氏名		生年月日	1.明治 2.大正 3.昭和 4.平成 5.令和　年　月　日
フリガナ			
氏名		生年月日	1.明治 2.大正 3.昭和 4.平成 5.令和　年　月　日
フリガナ			
氏名		生年月日	1.明治 2.大正 3.昭和 4.平成 5.令和　年　月　日

※在宅確認等で、入電される可能性がある方のお名前も記載をお願い致します。

●お問い合わせフリーダイヤル
0120-024-070

《個人情報の取り扱いについて》

販売店及びジャパンベストレスキューシステム株式会社は本件事業の運営において知り得た顧客等の個人情報について、個人情報保護法等の法令を厳守し、かつ善良な管理者の注意義務をもって管理するものとします。尚、取得した個人情報は、下記の利用目的に使用します。

(1) お客様よりご依頼を受けた各種サービスをご提供する為
(2) お客様に対して各種営業情報及び販促品等をご提供する為
(3) (1)に於ける各種サービスのご提供後に、メンテナンス、アンケート、その他事項等、改めてお客様と接触をする必要が発生した際の為
(4) お客様から頂いたご意見、ご要望にお答えする為

尚、次に掲げる場合、範囲外であっても利用または外部に提供する場合があります。

・お客様が同意されている場合
・個人情報保護法及びその他法令などにより必要と判断された場合

運営会社:ジャパンベストレスキューシステム株式会社

安心入居サポート　規約

第1章　総　則

第1条　（目的）
1 この規約は、ジャパンベストレスキューシステム株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する「安心入居サービス」（以下「本サービス」といいます。）を、第2条に定める会員が利用するにあたって適用されます。

第2条　（会員及び契約成立）
1 会員とは、入居前に同意の上、本サービスの入会申込手続を完了し、かつ当社が本サービスへの入会を認めた者をいい、本サービスに関する契約は、当該申込に対して当社が承諾の通知をすることをもって成立するものとします。ただし、当社が申込みを承諾しない旨を通知した場合には、申込者に対して何ら拘束力を有するものとして物件を契約保証している場合には、この限りではありません。
2 会員は、本サービスの入会申込手続を、この規約の内容を承知しているものとみなします。
3 本サービスの申込者が当社が提供するサービスの変更となる物件（以下「対象物件」といいます。）に居住される場合（以下「居住者」といいます。）を含め、入会者としてサービスの入会申込手続を行うことができますこの場合、対象物件サービスの契約者、居住者を含めた全ての会員として登録を行うものとし、その旨当社の承認を得るものとします。なお、申込者は、本規約の内容を「与信開始」会員となる居住者及び同居の家族にその内容を理解させ、居住者及び同居の家族に対し規約に定めた行為を行うよう遵守事項や承諾事項を行うものとします。

第3条　（承諾拒絶）
会社は、サービスに関する情報の全部又は一部について、第三者に譲渡、売買、賃借の設定その他の処分に係る等の行為はできないものとします。

第4章　（利用者）

第4条　（会員、本サービスの実効）
1 本サービスの会員は、当社の定める方法で所定の期日までに支払うものとします。
2 会員のうち、年会費の支払を、会費手続期日中にサービスの提供を受けることができないもの、および、居住者が会員である場合、当社は解約とみなして退去できるものとします。会費支払等及び入居を証明した場合には、本サービスは自動的に更新し、会員資格を喪失するものとします。
3 会員資格の喪失は、退会、会員資格の終了その他会員離脱による場合は、返金に応しかねます。

第5条　（有効期間）
1 本サービスの有効期間は、申込日から1か月間とします。
2 契約を更新する場合は、当社の定める期間内までに所定の会費をお支払いいただくこととします。
3 会員が支払等に過失された場合、本サービスのご利用期間期間は会員日までとなります。なお、その場合前の「会員の登録日」は、事の二日前とします。

第6条　（会員の辞退）
1 会員は、当社へ会員氏名、住所、本店番号、生年月日等の情報を通知し、そのいずれかまたは以上の情報を当社に申知された場合一致する場合には、当該申込の申込を行った者を会員とみなして当社は契約手続を行うことができるものとします。
2 当社は、当社の判断により会員との契約を終了することができます。この場合当社は、会員に対して、契約終了日の3か月前までに書面・メール等当社が適切と考える方法により、会員に解約終了を通知するものとします。
3 過去他は契約の有効な期間に関わらず、本サービスの全部を受けることができないものとし、返金又は期間前に会員が本利用を終了したとしても、当社は一切その責任を負わないものとします。

第7条　（変更の届出）
1 会員は、当社へ応届出内容に変更があった場合には、当社に指定の方法で速やかに変更の届出を行うものとします。
2 前項の届出がなかったことで会員が不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負わないものとします。

第8条　（会員情報の通知）
会員が以下のいずれかの事由に該当した場合は、会員としての利用は喪失するものとし、当社は即時にサービスの提供を停止いたします。
(1)本サービスの利用に際して不正な行為があった場合
(2)サービスを悪用目的の為に利用しようとした場合
(3)本サービス利用時において、当社では審査提供先に対して、審査を複数回申し込ける必要以上に頻繁にかける次の行為を行い、当社及び審査提携先の業務を妨害し、又は発注に支障をきたした場合
(4)会員の死亡、破産、行動不能から申し、当社が認定にサービスを提供することが困難であると判断した場合
(5)本サービスを行う際に、当社又は本提携先の社員及び第三者の生命、身体、財産その他の権利利益が侵害された場合
(6)暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、サービスクラッシャーの人権など反権力団体行為等勢力があったとき、又は、あったと当社が認めた場合
(7)申込み時及び提供開始後も会員希望を拒絶しない場合
(8)当社ひとその関係者に対し、しつこい迷惑行為をおこなうことにより、当社の業務を著しく妨害した場合
(9)その他当社が会員として相応しくないと判断するに足る正当な理由がある場合

第9条　（個人情報保護）
1 当社は、本サービスの運営において知り得た会員及び申込者（以下、「会員等」といいます。）の個人情報について、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます。）その他の関連法令を遵守し、かつ善良な管理者の注意義務をもって管理するものとします。なお、取得した個人情報は以下の利用目的に限り利用します。
(1)当社事業本部における各種サービスを提供するため
(2)会員等に対して、当社及び当社の業務提携先の各種営業情報及び勧誘等を勧誘するため
(3)(1)における各種サービスの提供に際し、メンテナンス、アンケート、その他の場合により改めて会員等と接触する必要が生じた場合
(4)会員等から問い合わせがあった場合、ご要望におおむね答えるため
2 次に掲げる場合には、前項の目的の範囲外であっても会員等の個人情報を利用し、又は第三者に提供する場合があります。
(1)会員等が同意している場合
(2)個人情報保護法その他の法令により公表、利用または開示された場合
3 当社は、前1項の目的のため、会員等の個人情報を業務提携先等と共同で利用する場合があります。
4 当社は、会員等又はその代理人から、会員等の個人情報の開示もしくは利用の停止、消去、第三者への提供の停止を求められた場合は、当社所定の手続に従ってこれに応じることとします。なお、当社の会員等の個人情報の取り扱いについては、プライバシーポリシー（https://www.jbr.co.jp/privacy/）をご確認ください。

第11条　（免責）
1 当社は本サービスの利用により発生した会員等又は第三者に与えた損害（他者との間で生じたトラブルに起因する損害を含みます。）及び本サービスを利用できなかったことにより会員等又は第三者に生じた損害について、故意又は重過失がある場合を除き、責任を負わないものとします。ただし、法令又は本ガイドラインにおいて会員等の権利が認められている場合は、この限りではありません。
2 当社は、以下に掲げる事由その他当社の合理的な支配を超えた事由により当社のコールセンターにおいて会員からの要望の利用ができない場合、本サービスの提供を停止することがあります。
(1)天災地変等の不可抗力により対象物件への到着が困難であると判断した場合もしくは当社のコールセンターにおいて会員からの要望の利用ができない場合
(2)会員又は所有者又は管理者の物理的その他当社のサービス提供が困難な物件の場合
(3)カスタマーハラスメント（会員等からのクレーム・要望のうち、当該クレーム・要望の要求の内容の要当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上相当なものの範囲を超えたもの）に該当する場合

第12条　（居住者の禁止行為）
1 会員等は、以下に該当する事由がなく、また第2項に該当する行為を行わないことを誓約し、これを違反にわたっても故当りません。次に行わないことを確約するものとします。
(1)会員等が、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団員準構成員、暴力団等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」といいます。）であること。なお、次のいずれにも該当すること。
・暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
・暴力団員等が不当に平等的に関与していると認められる関係を有すること
(2)自己、自社もしくは第三者の不当の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
(3)暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
(4)役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
(2)全員であり、自らまたは第三者を利用して行う次のいずれかに該当する行為
・暴力的な要求行為
・法的な責任を超えた要求行為
・本サービスに関し、偽計または威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
・その他前各号に準ずる行為
2 当社は会員等が前項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、この規約に基づくサービスの利用を停止することができるものとします。その場合に当社に生じた損害は会員等が全て負担するものとし、会員等に生じた損害に、当社は一切その責任を負わないものとします。

第13条　（規約の改定について）
1 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本規約を改定することができるものとします。この場合、当社は、本規約を改定する旨、改定内容及び効力発生時期を、当社ウェブサイトその他所定の方法により告知するものとします。
(1)本規約の改定が、会員の一般の利益に適合するとき
(2)本規約の改定が、本契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、その内容の相当性その他改定に係る事情に照らして合理的なものであるとき
2 当社は、前項による場合のほか、事前に改定後の内容を当社ウェブサイトへの掲載、その他所定の方法により告知し、会員が、当該告知に当社に対して異議の申出をすることなくサービスを利用した場合、改定後の本規約について承諾したものとして扱うことをします。

第2章　個人サービス規約

第14条　（目的）
相談サービスは、様々なトラブルに関して、必要な手続の案内や専門家、行政機関、消費者保護団体等の紹介など、会員等に対して情報の提供を行うことで、会員等のトラブルの解決をサポートします。

第15条　（リーセビス内容）
1 会員等から専用フリーダイヤルにてお問い合わせがあった事項に関して、下記の情報を提供することで、トラブル解決のサポートを行います。
(1)トラブルの解決のために必要となる方法、手続等の案内
(2)行政機関窓口、消費者保護団体、カウンセラーの専門家の紹介
(3)その他、トラブル解決のために必要な情報
2 健康・医療相談サービスとは、健康、医療、介護、育児、メンタルヘルスなどのご相談について専門医師の範囲でアドバイスを行うものであり、診断・治療を行うものではありません。疾病、障害や医療に関する情報をご提供するサービスです。
3 相談サービスとは、会員へ電話にて情報提供を行うサービスです。
4 以下の事項に関しては、サポートの対象外とします。
(1)犯罪・反社会的な行為の内容相談に関係する事項
(2)宗教や政治活動に関する事項
(3)前号の他、社会上、倫理上適当でないと当社が判断する事項
(4)前各号の他、当該業務が著しく困難と認められる事項

第16条　（利用料金）
1 会員等は、本サービス有効期間内において、第15条所定のサービスを無償で利用することができます。
2 相談サービスは、提供者への謝礼の負担を目的としたものであり、情報提供等を超えて生じる下記の費用等については、会員等本人のご負担となります。
(1)実際に発生する費用等
(2)弁護士やカウンセラーなど個別に相談を行う場合の報酬等
(3)その他、前各号に準ずるものとして当社が認める費用

第17条　（免責）
1 相談サービスにおいて当社が会員等に提供した情報は、会員等がトラブルを解決するための一手段のご提案であり、解決を約束するものではありません。また、情報の利用について責任の一切は、会員等の自己責任のもと会員等本人に帰属するものとします。
2 当社以外の第三者が行った役務提供については、当社は原則責任を負わないものとします。
3 当社は、相談サービスの情報に基づき会員等又は第三者に発生した損害（他者との間で生じたトラブルに起因する損害を含みます。）及びホリーセビスを利用できなかったことにより会員等又は第三者に発生した損害について、損害賠償責任を負わないものとします。ただし、故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。

第3章　駆けつけサービス及び在宅見守りサポートに関する規約

第18条　（サービス内容）
1 当社は、次の各号のトラブルが生じたとき、会社において、トラブル解決のための駆けつけサービス及び在宅見守りサポート（以下、「トラブルサポート」といいます。）を提供いたします。トラブルサポートは、当該トラブルが発生した場合に、無償で駆けつけサービス及び見守りサポートを1回のみ行うものとします。ただし、特殊な場合・追加を使用する場合などに60分を超える作業及び特殊作業を必要とする場合は、本サービス対象外に該当いたしかねます。
(1)カギのトラブル
(2)水まわりのトラブル
(3)ガラスのトラブル
(4)建具関係
(5)電気のトラブル
(6)ガス等業界のトラブル
2 ガラスのトラブル作業については1時間以内の簡易養生作業のみとなり可能な作業となります。
3 駆けつけサービスは、前1項に定める内容に該当する場合であっても、以下の通りとします。
9:00～18:00に今契約時以外は要相談）
4 在宅見守りサービスは、前1項に定める内容に該当する場合であっても、以下の通りとします。
9:00～18:00に今契約時以外は要相談）
5 在宅見守りサービスは、前1項に定める内容に該当する場合であっても、以下の通りとします。
9:00～18:00に今契約時以外は要相談）
6 在宅見守りサービスは、前1項に定める内容に該当する場合であっても、以下の通りとします。
9:00～18:00に今契約時以外は要相談）
7 在宅見守りサービスは、前1項に定める内容に該当する場合であっても、以下の通りとします。
9:00～18:00に今契約時以外は要相談）
8 在宅見守りサービスは、前1項に定める内容に該当する場合であっても、以下の通りとします。
9:00～18:00に今契約時以外は要相談）
9 在宅見守りサービスは、前1項に定める内容に該当する場合であっても、以下の通りとします。
9:00～18:00に今契約時以外は要相談）
10 在宅見守りサービスは、前1項に定める内容に該当する場合であっても、以下の通りとします。
9:00～18:00に今契約時以外は要相談）
11 在宅見守りサービスは、前1項に定める内容に該当する場合であっても、以下の通りとします。
9:00～18:00に今契約時以外は要相談）
12 在宅見守りサービスは、前1項に定める内容に該当する場合であっても、以下の通りとします。
9:00～18:00に今契約時以外は要相談）
13 在宅見守りサービスは、前1項に定める内容に該当する場合であっても、以下の通りとします。
9:00～18:00に今契約時以外は要相談）
14 在宅見守りサービスは、前1項に定める内容に該当する場合であっても、以下の通りとします。
9:00～18:00に今契約時以外は要相談）
15 在宅見守りサービスは、前1項に定める内容に該当する場合であっても、以下の通りとします。
9:00～18:00に今契約時以外は要相談）
16 在宅見守りサービスは、前1項に定める内容に該当する場合であっても、以下の通りとします。
9:00～18:00に今契約時以外は要相談）
17 在宅見守りサービスは、前1項に定める内容に該当する場合であっても、以下の通りとします。
9:00～18:00に今契約時以外は要相談）
18 在宅見守りサービスは、前1項に定める内容に該当する場合であっても、以下の通りとします。
9:00～18:00に今契約時以外は要相談）
19 在宅見守りサービスは、前1項に定める内容に該当する場合であっても、以下の通りとします。
9:00～18:00に今契約時以外は要相談）
20 在宅見守りサービスは、前1項に定める内容に該当する場合であっても、以下の通りとします。
9:00～18:00に今契約時以外は要相談）
21 在宅見守りサービスは、前1項に定める内容に該当する場合であっても、以下の通りとします。
9:00～18:00に今契約時以外は要相談）
22 在宅見守りサービスは、前1項に定める内容に該当する場合であっても、以下の通りとします。
9:00～18:00に今契約時以外は要相談）
23 在宅見守りサービスは、前1項に定める内容に該当する場合であっても、以下の通りとします。
9:00～18:00に今契約時以外は要相談）
24 在宅見守りサービスは、前1項に定める内容に該当する場合であっても、以下の通りとします。
9:00～18:00に今契約時以外は要相談）
25 在宅見守りサービスは、前1項に定める内容に該当する場合であっても、以下の通りとします。
9:00～18:00に今契約時以外は要相談）
26 在宅見守りサービスは、前1項に定める内容に該当する場合であっても、以下の通りとします。
9:00～18:00に今契約時以外は要相談）
27 在宅見守りサービスは、前1項に定める内容に該当する場合であっても、以下の通りとします。
9:00～18:00に今契約時以外は要相談）
28 在宅見守りサービスは、前1項に定める内容に該当する場合であっても、以下の通りとします。
9:00～18:00に今契約時以外は要相談）
29 在宅見守りサービスは、前1項に定める内容に該当する場合であっても、以下の通りとします。
9:00～18:00に今契約時以外は要相談）
30 在宅見守りサービスは、前1項に定める内容に該当する場合であっても、以下の通りとします。
9:00～18:00に今契約時以外は要相談）
31 在宅見守りサービスは、前1項に定める内容に該当する場合であっても、以下の通りとします。
9:00～18:00に今契約時以外は要相談）
32 在宅見守りサービスは、前1項に定める内容に該当する場合であっても、以下の通りとします。
9:00～18:00に今契約時以外は要相談）
33 在宅見守りサービスは、前1項に定める内容に該当する場合であっても、以下の通りとします。
9:00～18:00に今契約時以外は要相談）
34 在宅見守りサービスは、前1項に定める内容に該当する場合であっても、以下の通りとします。
9:00～18:00に今契約時以外は要相談）
35 在宅見守りサービスは、前1項に定める内容に該当する場合であっても、以下の通りとします。
9:00～18:00に今契約時以外は要相談）
36 在宅見守りサービスは、前1項に定める内容に該当する場合であっても、以下の通りとします。
9:00～18:00に今契約時以外は要相談）
37 在宅見守りサービスは、前1項に定める内容に該当する場合であっても、以下の通りとします。
9:00～18:00に今契約時以外は要相談）
38 在宅見守りサービスは、前1項に定める内容に該当する場合であっても、以下の通りとします。
9:00～18:00に今契約時以外は要相談）
39 在宅見守りサービスは、前1項に定める内容に該当する場合であっても、以下の通りとします。
9:00～18:00に今契約時以外は要相談）
40 在宅見守りサービスは、前1項に定める内容に該当する場合であっても、以下の通りとします。
9:00～18:00に今契約時以外は要相談）
41 在宅見守りサービスは、前1項に定める内容に該当する場合であっても、以下の通りとします。
9:00～18:00に今契約時以外は要相談）
42 在宅見守りサービスは、前1項に定める内容に該当する場合であっても、以下の通りとします。
9:00～18:00に今契約時以外は要相談）
43 在宅見守りサービスは、前1項に定める内容に該当する場合であっても、以下の通りとします。
9:00～18:00に今契約時以外は要相談）
44 在宅見守りサービスは、前1項に定める内容に該当する場合であっても、以下の通りとします。
9:00～18:00に今契約時以外は要相談）
45 在宅見守りサービスは、前1項に定める内容に該当する場合であっても、以下の通りとします。
9:00～18:00に今契約時以外は要相談）
46 在宅見守りサービスは、前1項に定める内容に該当する場合であっても、以下の通りとします。
9:00～18:00に今契約時以外は要相談）
47 在宅見守りサービスは、前1項に定める内容に該当する場合であっても、以下の通りとします。
9:00～18:00に今契約時以外は要相談）
48 在宅見守りサービスは、前1項に定める内容に該当する場合であっても、以下の通りとします。
9:00～18:00に今契約時以外は要相談）
49 在宅見守りサービスは、前1項に定める内容に該当する場合であっても、以下の通りとします。
9:00～18:00に今契約時以外は要相談）
50 在宅見守りサービスは、前1項に定める内容に該当する場合であっても、以下の通りとします。
9:00～18:00に今契約時以外は要相談）
51 在宅見守りサービスは、前1項に定める内容に該当する場合であっても、以下の通りとします。
9:00～18:00に今契約時以外は要相談）
52 在宅見守りサービスは、前1項に定める内容に該当する場合であっても、以下の通りとします。
9:00～18:00に今契約時以外は要相談）
53 在宅見守りサービスは、前1項に定める内容に該当する場合であっても、以下の通りとします。
9:00～18:00に今契約時以外は要相談）
54 在宅見守りサービスは、前1項に定める内容に該当する場合であっても、以下の通りとします。
9:00～18:00に今契約時以外は要相談）
55 在宅見守りサービスは、前1項に定める内容に該当する場合であっても、以下の通りとします。
9:00～18:00に今契約時以外は要相談）
56 在宅見守りサービスは、前1項に定める内容に該当する場合であっても、以下の通りとします。
9:00～18:00に今契約時以外は要相談）
57 在宅見守りサービスは、前1項に定める内容に該当する場合であっても、以下の通りとします。
9:00～18:00に今契約時以外は要相談）
58 在宅見守りサービスは、前1項に定める内容に該当する場合であっても、以下の通りとします。
9:00～18:00に今契約時以外は要相談）
59 在宅見守りサービスは、前1項に定める内容に該当する場合であっても、以下の通りとします。
9:00～18:00に今契約時以外は要相談）
60 在宅見守りサービスは、前1項に定める内容に該当する場合であっても、以下の通りとします。
9:00～18:00に今契約時以外は要相談）
61 在宅見守りサービスは、前1項に定める内容に該当する場合であっても、以下の通りとします。
9:00～18:00に今契約時以外は要相談）
62 在宅見守りサービスは、前1項に定める内容に該当する場合であっても、以下の通りとします。
9:00～18:00に今契約時以外は要相談）
63 在宅見守りサービスは、前1項に定める内容に該当する場合であっても、以下の通りとします。
9:00～18:00に今契約時以外は要相談）
64 在宅見守りサービスは、前1項に定める内容に該当する場合であっても、以下の通りとします。
9:00～18:00に今契約時以外は要相談）
65 在宅見守りサービスは、前1項に定める内容に該当する場合であっても、以下の通りとします。
9:00～18:00に今契約時以外は要相談）
66 在宅見守りサービスは、前1項に定める内容に該当する場合であっても、以下の通りとします。
9:00～18:00に今契約時以外は要相談）
67 在宅見守りサービスは、前1項に定める内容に該当する場合であっても、以下の通りとします。
9:00～18:00に今契約時以外は要相談）
68 在宅見守りサービスは、前1項に定める内容に該当する場合であっても、以下の通りとします。
9:00～18:00に今契約時以外は要相談）
69 在宅見守りサービスは、前1項に定める内容に該当する場合であっても、以下の通りとします。
9:00～18:00に今契約時以外は要相談）
70 在宅見守りサービスは、前1項に定める内容に該当する場合であっても、以下の通りとします。
9:00～18:00に今契約時以外は要相談）
71 在宅見守りサービスは、前1項に定める内容に該当する場合であっても、以下の通りとします。
9:00～18:00に今契約時以外は要相談）
72 在宅見守りサービスは、前1項に定める内容に該当する場合であっても、以下の通りとします。
9:00～18:00に今契約時以外は要相談）
73 在宅見守りサービスは、前1項に定める内容に該当する場合であっても、以下の通りとします。
9:00～18:00に今契約時以外は要相談）
74 在宅見守りサービスは、前1項に定める内容に該当する場合であっても、以下の通りとします。
9:00～18:00に今契約時以外は要相談）
75 在宅見守りサービスは、前1項に定める内容に該当する場合であっても、以下の通りとします。
9:00～18:00に今契約時以外は要相談）
76 在宅見守りサービスは、前1項に定める内容に該当する場合であっても、以下の通りとします。
9:00～18:00に今契約時以外は要相談）
77 在宅見守りサービスは、前1項に定める内容に該当する場合であっても、以下の通りとします。
9:00～18:00に今契約時以外は要相談）
78 在宅見守りサービスは、前1項に定める内容に該当する場合であっても、以下の通りとします。
9:00～18:00に今契約時以外は要相談）
79 在宅見守りサービスは、前1項に定める内容に該当する場合であっても、以下の通りとします。
9:00～18:00に今契約時以外は要相談）
80 在宅見守りサービスは、前1項に定める内容に該当する場合であっても、以下の通りとします。
9:00～18:00に今契約時以外は要相談）
81 在宅見守りサービスは、前1項に定める内容に該当する場合であっても、以下の通りとします。
9:00～18:00に今契約時以外は要相談）
82 在宅見守りサービスは、前1項に定める内容に該当する場合であっても、以下の通りとします。
9:00～18:00に今契約時以外は要相談）
83 在宅見守りサービスは、前1項に定める内容に該当する場合であっても、以下の通りとします。
9:00～18:00に今契約時以外は要相談）
84 在宅見守りサービスは、前1項に定める内容に該当する場合であっても、以下の通りとします。
9:00～18:00に今契約時以外は要相談）
85 在宅見守りサービスは、前1項に定める内容に該当する場合であっても、以下の通りとします。
9:00～18:00に今契約時以外は要相談）
86 在宅見守りサービスは、前1項に定める内容に該当する場合であっても、以下の通りとします。
9:00～18:00に今契約時以外は要相談）
87 在宅見守りサービスは、前1項に定める内容に該当する場合であっても、以下の通りとします。
9:00～18:00に今契約時以外は要相談）
88 在宅見守りサービスは、前1項に定める内容に該当する場合であっても、以下の通りとします。
9:00～18:00に今契約時以外は要相談）
89 在宅見守りサービスは、前1項に定める内容に該当する場合であっても、以下の通りとします。
9:00～18:00に今契約時以外は要相談）
90 在宅見守りサービスは、前1項に定める内容に該当する場合であっても、以下の通りとします。
9:00～18:00に今契約時以外は要相談）
91 在宅見守りサービスは、前1項に定める内容に該当する場合であっても、以下の通りとします。
9:00～18:00に今契約時以外は要相談）
92 在宅見守りサービスは、前1項に定める内容に該当する場合であっても、以下の通りとします。
9:00～18:00に今契約時以外は要相談）
93 在宅見守りサービスは、前1項に定める内容に該当する場合であっても、以下の通りとします。
9:00～18:00に今契約時以外は要相談）
94 在宅見守りサービスは、前1項に定める内容に該当する場合であっても、以下の通りとします。
9:00～18:00に今契約時以外は要相談）
95 在宅見守りサービスは、前1項に定める内容に該当する場合であっても、以下の通りとします。
9:00～18:00に今契約時以外は要相談）
96 在宅見守りサービスは、前1項に定める内容に該当する場合であっても、以下の通りとします。
9:00～18:00に今契約時以外は要相談）
97 在宅見守りサービスは、前1項に定める内容に該当する場合であっても、以下の通りとします。
9:00～18:00に今契約時以外は要相談）
98 在宅見守りサービスは、前1項に定める内容に該当する場合であっても、以下の通りとします。
9:00～18:00に今契約時以外は要相談）
99 在宅見守りサービスは、前1項に定める内容に該当する場合であっても、以下の通りとします。
9:00～18:00に今契約時以外は要相談）
100 在宅見守りサービスは、前1項に定める内容に該当する場合であっても、以下の通りとします。
9:00～18:00に今契約時以外は要相談）

第19条　（常駐のトラブルサポートにおけるサービス提供時間）
常駐のトラブルサポートにおけるサービス提供範囲は、常駐物件の会員が居住した期間（使用開始を除きます。）における常駐物件の利用目的の時間当たり1回とします。ただし、エアコン、フレーカーへの対応業務に限ります。

第20条　（免責）
1 トラブルサポートに関して、下記の事項に該当する場合、本サービスの提供をお断りする場合があります。
(1)会員等が人以外の依頼
(2)児童、未成年、高齢者に起因する依頼
(3)カギの解錠の場合に会社等本人の立会いがない場合
(4)今会社は当方の指示のない場合、また、身分証明書の提示があっても、身分証明書上の住所、氏名が当社に原出のある住所、氏名と異なっていた場合
(5)対象物件にかかる特別な規則に関する本サービスの依頼
2 在宅見守りサポートに関して、下記の事由に該当する場合、本サービスの提供をお断りする場合があります。
(1)在宅時間に関して、立会いの関係を希望する場合
(2)在宅時間に関して、1回当たりの時間内からの依頼
(3)在宅介護サービスさんや自治体からご提供した利用方法や、不審な又は変容がな在宅確認を希望されるなど、利用開始が難しくまたは当社が判断した場合
3 当社及び業務提携先は、トラブルサポート及び在宅見守りサポートに関して、損害賠償責任を負わないものとします。ただし、故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。
4 当社に登録した利用者自身、当社への連絡が不可能でなくなった場合におけるトラブルについては、当社はいかなる責任を負わないものとします。

第21条　（駆けつけトラブルサポート及び在宅見守りサポート料金表）
トラブルサポート及び在宅見守りサポートの利用料金は、下表のとおりとします。

（税込）

時間帯		区分	金額
基本出張料金	8：00～20：00	カギ・ガラス	無料
		水まわり	無料
		電気・ガス・給湯	無料
		建具	無料
	上記以外	カギ・ガラス	無料
		水まわり	無料
		ガス	無料
		電気・ガス・給湯	無料
		建具	無料
作業料金（30分毎）		—	1,000円
特殊作業料金		—	1,000円
駐車場代金		—	実費

(注)1.駐車場代は、作業時間が1時間を超える場合、30分を超えてから10分ごとに1,000円（税込）が発生します。
(注)2.駐車場代は、作業時間の1時間を超える場合、30分を超えてから10分ごとに1,000円（税込）が発生します。

個人情報の取扱いに関する同意事項

本書面は、今回お客様にご記入していただく個人情報の利用目的、取り扱い方についてご説明するものです。申込書・記入フォーム・各種届けでサービスの申込をいただける場合は、下記内容をご了承頂いただき、ご署名のうえご記入欄の申込み時間ください。

1 個人情報の利用目的
当社は、個人情報を以下の目的のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切しません。
(1)お客様の申込情報
1 当社事業本部における各種サービスを提供するため
2 お客様に対して当社又は当社の業務提携先、業務委託先の各種営業情報及び勧誘等をご提供するため
3.1 に掲げる各種サービスのご提供及び改善に、アンケート、その他お客様と接触をする必要が発生した際のため
4 お客様からのいたご連絡お問合せやご要望に一貫性にお答えするため
(2)お問合せ者のお客様情報
1 契約先として契約をお結ごになった方並びにご応募いただいた方への採用、雇用管理等の適切な連絡のため
2 応募者本人確認のため
(3)従業員の個人情報
1 業務上必要な、社会保険の手続、法律上等定められる諸手続（本人確認含む）その他雇用管理のため
2 人事異動・配属先及び作用のため昇進・転勤のため
3 福利厚生及び労働者派遣事業の支払、税務処理、社会保険関係の手続き、福利厚生の実施のため
4 ヒアリングシステムによるモラルセクションにおける安全管理業務のため
5 当社内及び当社と業務提携先における当社内及び当社と提携先間での
6 適正な業務遂行のため、個別面談の結果等の業務遂行の状況について、記名にて行う場合を除いて、取得
利用目的の明示
ただし、以下の場合においては、ご本人の同意を得ることなく個人情報を第三者に提供することがございます。
・法令に基づく場合
・当社のグループ会社及び提携先企業との間で共同利用を行う場合
2 個人データの共同利用
(1)当社とグループ会社及び提携先企業との間で、以下のとおり個人データを共同利用することがあります。
①個人データの項目
お名前、生年月日、ご住所、電話番号、メールアドレス等のご連絡先、その他当社がお申込時もしくはサービス提供中に、当社がお客様に関して取得するすべての個人情報。ただし、センシティブ情報を除きます。
(2)共同利用する目的
1 当社事業活動における各種サービスご提供するため
2 お客様に対して当社又は当社の業務提携先、業務委託先の各種営業情報及び勧誘等をご提供するため
3.1 に掲げる各種サービスのご提供及び改善に、アンケート、その他お客様と接触をする必要が発生した際のため
4 お客様からのいたご連絡お問合せやご要望に一貫性にお答えするため
(3)個人データ管理責任者　ジャパンベストレスキューシステム株式会社
名古屋市中区栄1-10-20 アーバンネット伏見ビル5階　代表取締役社長　若月 元博
(4)取得方法　申込書等
3 個人情報の委託
当社では、お預かりした個人情報を適切かつ安全に管理するため、当社業務提携先や業務委託先等の企業に委託することがあります。その場合は当社が定める厳格な基準を満たす業務提携先等を選定し、個人情報の管理責任を負うことを条件に委託します。
4 個人情報の安全管理
当社が預かりた個人情報及び記録媒体等ならびに外部から入手した個人情報及び特定個人情報は、安全かつ正確に管理し、アクセス、紛失、破損、改ざん、漏えい等の防止に対して適切なセキュリティ対策を実施しその予防に努めます。
5 個人情報の停止の手続
個人情報のご記入や提供をご希望されない場合には、サービスが提供できない場合やお問い合わせに回答することができない場合がございます。あらかじめご了承ください。
6 当社運営Webサイトの個人情報の取扱いについて
当社は、当社運営Webサイトにおいて「端末情報」「ログ情報」「cookie及び広告ID」「行動履歴」を取得し、以下の目的のために利用します。
(1)セキュリティの確保のため
(2)サービスに関する登録の受付、本人確認、維持、保護及び改善のため
(3)サービスに関するご案内、お問い合わせ等への対応のため
(4)サービスに関する当社の規約、ポリシー等（以下「規約等」といいます。）に違反する行為に対する対応のため
(5)新たなサービスに関する提供等のお知らせと各種情報をお
(6)個人を特定できない属性や統計的に利用するため
7 保有個人データの開示等の申出先
事業者名　ジャパンベストレスキューシステム株式会社
名古屋市中区栄1-10-20 アーバンネット伏見ビル5F　代表取締役社長　若月 元博
当社の個人情報取扱責任者「個人情報保護管理者」
所　属　営業本部長
連絡先（e-mail）info@jbr.co.jp
8 保有個人データの利用目的
(1)会員等と当社との業務の履行データ
■当社の人事労務管理のため
(2)当社の業務提携先等の保有個人データ
■お客様へのサービス提供のため
(3)お客様、当社の業務提携先等以外の保有個人データ
■提携先からのお知らせ情報サポート業務のため
9 保有個人データの安全管理措置
当社では、個人情報を正確かつ最新に保つ取り組みとISO15001に準拠した個人情報保護方針を定めて個人情報保護体制の構築、従業員への教育（研修）の実施、定期的な点検を行うことを含め、個人情報保護マネジメントシステムを運用しております。具体的に個人情報を取り扱うにあたり、知識面、人的、物理的、技術的のいずれの観点からも安全管理措置を講じております。

10 利用しない場合、利用停止
(1)当社は、お客様からの個人情報の開示、訂正、利用停止等の申し出に対して、当社窓口にて真摯かつ適切に対応いたします。
11 お問い合わせ窓口
当社は、個人情報の取り扱いに関するご意見・ご要望につきまして、お気軽にご連絡いただけるよう、お問い合わせ窓口を設置しております。
お問い合わせは下記までお申し出ください。
【個人情報の取り扱いに関するお問い合わせ】
【保有個人データ又は第三者提供記録に関する苦情及び請求（開示等・訂正等・利用停止等）のお申し出先】
名　称　営業本部長兼個人情報保護管理者
連絡先（e-mail）info@jbr.co.jp

再入居費用バックアップサポート規約

第1条　（利用の概要）
本利用は、ジャパンベストレスキューシステム株式会社（以下「当社」といいます。）と提携する不動産賃貸業者（以下「提携不動産賃貸業者」といいます。）を通じて、当社が定める「安心入居サポート」に加入した方（以下「会員」といいます。）に対して、「再入居費用バックアップサポート規約（以下「本規約」といいます。）に定める内容を無償で提供するサービスにおける取扱および条件等を定めるものとします。

第2条　（本規約の定義）
本規約において、用語の定義はそれぞれ以下のとおりです。
(1)「不動産賃貸業者」とは
提携不動産賃貸業者が、当社と締結する不動産賃貸契約書に記載のある不動産賃貸業者をいう。
(2)「再入居費用バックアップサポート」（以下「本規約」という）
会員が本人が入居住宅等の部分において、当社と締結する不動産賃貸契約（以下「本契約」という）に基づいて、解約の申し出をされた場合、解約に基づいて解約日から起算して6か月以内に、会員が本人が退去し、新たに入居を開始する不動産賃貸業者との間で、新たな賃貸借契約を締結した場合に、その再入居費用の一部を負担する制度。
(3)「入居住宅等の部分」
提携不動産賃貸業者を通じて会員が入居する賃貸物件において、本人が居住の用に供する部分のこと。会員専用の専有部分であり、共用部分は含まない。
(4)「解約日」
入居住宅等の部分の返還、明け渡しなどの期日として、本人が書面または電子的な方法により当社または不動産賃貸業者に通知した日。
(5)「申込者」
再入居住宅等の部分の契約を申し込もうとする者。
(6)「申込書類」
再入居住宅等の部分の契約を申し込もうとする者が提出する書類一式。
(7)「入居審査」
提携不動産賃貸業者が、申込者について、支払能力、信用状況、過去のトラブル履歴、反社会的勢力との関係の有無その他必要と認める事項について行う審査。
(8)「審査結果」
入居審査の結果として、申込者に対して通知される、承認または否認の別。
(9)「再入居費用」
本規約に基づき、会員が本人が入居住宅等の部分の解約日から起算して6か月以内に新たに入居を開始した場合に、当社が負担する金額。

第3条　（個人情報の取扱いについて）
会員の個人データを取得した場合、当社のデータベースにて適切に管理します。また、入居者に対する各種サービスの提供のために、顧客名簿を当社の業務委託先等の第三者に適切な範囲で提供することがあることを予めご了承ください。

第4章　（適用対象外）
次の各号のいずれかに該当する場合は、本規約の適用対象外とします。
(1)会員の虚偽、重大な過失、犯罪行為、自殺行為、飲酒行為に起因する場合
(2)会員及び会員の親族、使用人、同居人又は随伴人が自ら、又は故意して行為
(3)暴動、革命、内乱、反乱、その他これらに類似した場合
(4)地震、噴火、風水害その他の天災
(5)会員の居住する賃貸物件の所有者が解約申入れに対して異議や拒否の意思表示をしている場合
(6)入居住宅等の部分が、法令違反の使用、公序良俗に反する使用、または第三者の権利を侵害する使用がされている場合
(7)解約申入れ後に、入居住宅等の部分が、火災、爆発、水漏れ、倒壊その他これらに準ずる事故により、居住の用に供することができなくなった場合
(8)解約日の翌日以降に、会員が入居住宅等の部分を使用していた場合
(9)会員が、解約日までに、入居住宅等の部分の明け渡しを完了しない場合
(10)会員が、解約日までに、入居住宅等の部分の原状回復義務を履行しない場合
(11)会員が、

⑤　暴力団等反社会勢力ではないこと等に関する表明・確約書

パナソニック ホームズ不動産株式会社　殿

1．私は、現在または将来にわたって、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明・確約いたします。

（1）暴力団
（2）暴力団員
（3）暴力団準構成員
（4）暴力団関係企業
（5）総会屋等 社会運動等標ぼうゴロ
（6）暴力団員でなくなってから5年を経過していない者
（7）その他前各号に準ずる者

2．私は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを表明・確約いたします。

（1）暴力的な要求行為
（2）法的な責任を超えた不当な要求行為
（3）取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
（4）風説を流布し、偽計または威力を用いて貴社の信用を毀損し、または貴社の業務を妨害する行為
（5）その他前各号に準ずる行為

3．私は、これら各項のいずれかに反したと認められることが判明した場合、およびこの表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、催告なしで賃貸借契約が停止され、または解約されても一切異議を申し立てず、また賠償ないし補償を求めないとともに、これにより損害が生じた場合は、一切私の責任とすることを表明・確約いたします。

西暦　　年　　月　　日

住所

署名

SUMASAPO

電気　ガス　ウォーターサーバー　インターネット

新生活サポート手続申込書

弊社提携のスマサポが面倒な電気・ガスの利用開始手続きを代行致します。
電力・ガス自由化に伴い、どこを選べばいいのか分からない等、お気軽にご相談ください！
あわせて、お得にご利用いただけるインターネット回線・ウォーターサーバー特典のご案内を致します。

【お客様ご記入・ご署名欄】※記入漏れやお間違いのないようご注意ください。

ご記入日	年　月　日	お引越し予定日	年　月　日
（フリガナ） ご入居者様氏名		ご入居者様連絡先 （携帯電話）	ー　ー
新住所 （お引越先）	〒		
物件名		号室	
生年月日	年　月　日		
メールアドレス（任意）			
国籍（任意）			

※現在ご契約中の電気の解約は、お客様ご自身でお願いいたします。
※ご新居の物件設備によっては、ご案内できない場合がございます。

プライバシーポリシーはこちら ➡

ーーーー【以下、不動産会社様ご使用欄】該当する箇所に必ずチェックを入れてください。ーーーー

物件設備	☐ 電気一括管理（個別通電不要）	☐ オール電化	☐ プロパンガス
	☐ 無料インターネット導入済み物件	☐ JCOM導入済み物件	☐ 新築
備考欄 （連絡日時・ご要望等）			
パナソニックホームズ不動産株式会社　東京第一営業所 03-5909-0369		担当者（カナ）： ※不備等がある場合、スマサポよりご担当者様へ連絡させていただきます。	

【東京第一営業所】

火災保険　加入確認書　【個人用】

弊社賃貸住宅にご入居するにあたり、火災保険の加入が必要です。つきましては、ご契約開始までにパナソニックホームズ不動産取扱いの賃貸入居者火災総合保険へのご加入、またはご自身で任意の保険会社で保険加入の手続きをお願いいたします。

保険の加入手続きについて、いずれかの□にチェックをお願いいたします。

管理会社:パナソニック ホームズ不動産 推奨	地震保険追加ご希望の方は こちらをお選びください。	
□ PLT少額短期保険 スマホで簡単お手続き(書面お手続きも可能)	□ 三井住友海上火災保険 (書面お手続きのみ)	□ 自己手配(他社加入)
保険期間2年・地震保険なし ： 17,900円～ 別途ショートメールでご案内するウェブページから加入手続きをお願いいたします。 次に該当する方は、書面でのお申込みとなります。 ・お申込者が未成年の場合 (親権者様にてご加入いただきます) ・書面でのお手続きを希望する場合	保険期間1年・地震保険なし：10,000円～ ※地震保険を付帯されると、追加保険料が必要 □ 地震保険を付帯しない □ 地震保険を付帯する 保険申込みに必要な書類を郵送いたします。	自分で賃貸住宅の入居日までに保険手配をします。 (ご注意ください) ・借家人賠償の保険金額は1,000万円以上 ・保険証券または付保証明書の写し提出要 保険代理店より証券ご提出に関する連絡が入ります。ご対応いただきますよう、お願いいたします。

以下にご記入をお願いいたします

●保険契約者　※賃貸借契約者が親権者、主入居者が子（成年）の場合は、子が保険契約者となります。
主入居者である子が未成年の場合は、親権者が保険契約者となります。

ふりがな	
保険契約者	
生年月日	西暦　年　月　日　(満　才)　男・女
携帯番号	※PLT家財総合保険をご選択の場合はSMSでWEB申込手続き用のURLをお送りいたします。 －　－

●書面でのお手続きを希望される方のみ、ご記入ください。
PLT少額短期保険ご選択でWEB(スマホ)手続きをご希望の場合は記入不要です。

書類送付先	〒　－　都道府県

●入居者が未成年の場合は、次の欄もご記入ください。

ふりがな	
入居者	
生年月日	西暦　年　月　日　(満　才)　男・女

【パナソニックホームズ不動産　記入欄】

物件名			号室
契約開始日	年　月　日	備考	
連絡事項			

【　　営業所】

【個人用】
記入箇所

火災保険　加入確認書　【個人用】

ご希望の保険商品にチェックを頂くか、自己手配にチェックをしてください。

する[illegible]ックホームズ不動産取扱いの賃貸入居者火災総合保険へのご加入、またはご自身で任意の保険会社で保険加入の手続きをお願いいたします。

保険の加入手続きについて、いずれかの□にチェックをお願いいたします。

管理会社:パナソニック ホームズ不動産 推奨	地震保険追加ご希望の方はこちらをお選びください。	
□PLT少額短期保険 スマホで簡単お手続き(書面お手続きも可能)	□三井住友海上火災保険 (書面お手続きのみ)	□自己手配(他社加入)
保険期間2年・地震保険なし ： 17,900円～ 別途ショートメールでご案内するウェブページから加入手続きをお願いいたします。 次に該当する方は、書面でのお申込みとなります。 ・お申込者が未成年の場合 (親権者様にてご加入いただ[illegible] ・書面でのお手続きを希望する[illegible]	保険期間1年・地震保険なし：10,000円～ ※地震保険を付帯されると、追加保険料が必要 □地震保険を付帯しない □地震保険を付帯する [illegible]郵送いたします。	自分で賃貸住宅の入居日までに保険手配をします。 (ご注意ください) ・借家人賠償の保険金額は1,000万円以上 ・保険証券または付保証明書の写し提出要 保険代理店より証券ご提出に関する連絡が入ります。ご対応いただきますよう、お願いいたします。

三井住友海上火災保険を選択時は、いずれかにチェックをしてください。

以下にご記入をお願いいたします

●保険契約者　※賃貸借契約者が親権者、主入居者が子（成年）の場合は、子が保険契約者となります。
主入居者である子が未成年の場合は、親権者が保険契約者となります。

ふりがな	ご契約者（主入居者）様の氏名・ふりがなを記入してください。
保険契約者	主入居者様が18歳未満の場合は、ご契約者様の氏名・ふりがなを記入してください。
生年月日	西暦　上記、保険契約者様の生年月日・年制・性別を記入してください。　男・女
携帯番号	※PLT家財総合保険をご選択の場合はSMSでWEB申込手続き用のURLをお送りいたします。 上記、保険契約者様の携帯電話番号を記入してください。

●書面でのお手続きを希望される方のみ、ご記入ください。
PLT少額短期保険ご選択でWEB(スマホ)手続きをご希望の場合は記入不要です。

書類送付先	〒　都道府県 ①三井住友海上火災保険を選択時 ②PLT少額短期保険を選択した場合で書面手続きを希望される場合 ①・②に該当する場合は、手続き書類の送付先を必ず記入してください。

●入居者が未成年の場合は、次の欄もご記入ください。

ふりがな	
入居者	主入居者様が18歳未満の場合のみ、記入して下さい。
生年月日	西暦　年　月　日（満　才）　男・女

【パナソニックホームズ不動産　記入欄】

物件名			号室
契約開始日	年　月　日	備考	
連絡事項			

ご契約者様

管理会社：パナソニック ホームズ不動産株式会社
保険代理店：パナソニック ホームズ不動産株式会社
株式会社イントラスト

賃貸住宅ご入居者様向け火災保険のご案内

拝啓　時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。
この度は、パナソニック ホームズ不動産株式会社の管理物件へお申込またはご入居いただきまして誠に有難うございます。本物件の保険共同募集代理店であります「株式会社イントラスト」より、お部屋の火災保険（借家人賠償保険付き）についてご案内させていただきます。 **※鍵のお受け取りまでに必ず保険のお手続きを完了いただきますよう、宜しくお願い申し上げます。**

保険の共同募集に関するご案内

■パナソニック ホームズ不動産株式会社は、「入居者様の管理、保険のご案内」を致します。
■株式会社イントラストは、「保険申込書の作成、保険のご案内、保険料の領収・返還、契約報告、ご契約の管理」をいたします。

ご案内する保険商品について

弊社は、入居者様へ保険商品をお勧めするにあたり、下記の通り推奨方針を定めております。
【推奨方針】弊社取扱保険の内、以下の保険会社の商品を推奨いたします。
引受保険会社　：　三井住友海上火災保険株式会社（地震保険追加付帯可能）
引受少額短期保険会社：PLT 少額短期保険株式会社（地震保険付帯不可）

保険会社と少額短期保険会社の違いについて（補償内容詳細については裏面に記載）

項目	少額短期保険業者	保険会社
地震保険	付保不可	付保可
保険金額に関する制限（上限）について	1000万 ※1	なし ※2
保険契約者保護	保険契約者保護機構の対象外	保険契約者保護機構の対象

※1　引受可能な保険金額の上限を超える場合はお断りをさせていただく場合がございます。
（例、1人の被保険者で2つの物件をお申込みされる場合）
※2　各損害保険会社毎に保険金額の上限規定がございます。

保険契約におけるご入居者様の情報に関するご案内

弊社では、火災保険について株式会社イントラストとの共同募集により契約締結や付随業務を実施するにあたり、個人情報保護法に基づき、以下に共同利用される情報についてのご案内をさせていただきます。

1　共同利用される個人データの項目　入居予定の物件名・住居番号・物件所在地・入居申込に伴ってパナソニック ホームズ不動産株式会社が収集する保険募集対象者の氏名・性別・生年月日・郵便番号・現住所・電話番号・携帯電話番号・メールアドレス・勤務先・勤務先電話番号・勤務先住所、他入居者の氏名・性別・生年月日
2　共同募集の範囲　パナソニック ホームズ不動産株式会社
イントラスト株式会社
3　共同利用の目的　保険共同募集代理店として行う保険募集・保険契約の維持・管理等に関する業務のため
（電話、FAX、ダイレクト・メール、電子メール送信などの方法を含む）
4　共同利用管理責任者　株式会社イントラスト　個人情報保護管理者

取扱い保険会社の商品比較表

弊社はＰＬＴ（プライムライフテクノロジーズ）グループの一員として、同グループの少額短期保険会社である
PLT 少額短期保険（株）の家財総合保険を推奨しております。
地震保険の付帯をご希望の場合には、三井住友海上火災保険（株）の保険商品も取扱っております。
契約内容、サービスにつきまして下記にまとめましたので、加入保険のご検討にお役立ください。

	推奨保険会社 **PLT少額短期保険** 家財総合保険	（地震保険付帯が可能） **三井住友海上火災保険** リビングFIT
申込手続き	**ＷＥＢ**（書面も対応可）	書面
保険期間	２年	１年（自動更新）
保険料 （家財300万円の場合）	１７，９００円（２年）	１０，０００円（1年） ２年は１８，０００円
家財　保険金額	３００万円 ※300～800万円　選択可	３００万円 （50万円～2500万円選択可能）
地震保険	×	付帯可 （保険料は上記と異なります）
地震火災費用	あり（家財保険金額×５％）	あり（家財保険金額×５％）
借家人賠償　保険金額	１，０００万円（合算）	１，５００万円
個人賠償　保険金額		３億円
借用戸室修理費用	１００万円	３００万円
戸室内死亡	５０万円	×
遺品整理	５０万円	×
ドアロック交換費用	３万円	３万円
失火見舞費用	２０万円	３０万円
水回り修理・鍵開けサービス	なし	あり
保険料支払い方法	クレジットカード・払込票	クレジットカード・口座振替 2年契約は払込票払いも可
示談交渉サービス	なし	あり

商品比較表

火災保険を自己(企業包括含む)手配をされる方へ　ご案内

火災保険自己手配時の条件

■借家人賠償の保険金額は 1,000 万円以上でご加入下さい。

■保険証券または付保証明書の写し提出が必要です。

<補足>

※少額短期保険の利用希望が多い為、借家人賠償額 1,000 万円でも利用出来るよう賠償額設定を引き下げました。

※証券発行が後日になる場合は、借家人賠償額 1,000 万円以上が確認できる申込書（申込画面コピーでも可）をチャット提出下さい。

※借家人賠償 1,000 万円未満の設定は不可となりますので、無駄な加入にならないようご注意下さい。

※起算日決定後に、パナソニックホームズ不動産斡旋の火災保険加入には変更出来ません。

※保険代理店より証券ご提出に関する連絡が入りますので、ご対応お願い致します。

会費月額
1,210円税込

日常生活のお困りごとを幅広くサポートします。

安心入居サポート

環境も生活スタイルも変わる新生活には、様々な不安やトラブルがつきものです。
“安心入居サポート”では、そんな入居者様の不安解消のサポートをさせて頂きます。

トラブル発生
0120-024-070
▶
コールセンター
入居者様の過失や事故に対して会員価格で対応！
▶
トラブル解決
手配をした専門業者がトラブルを解決します！

緊急駆けつけサービス

出張費 無料 60分
24時間 対応 365日

カギ

《例えば…》
○ カギを紛失して自宅に入れない!
○ 外出先にカギを忘れてしまった!

※ 氏名・住所が会員登録と一致する顔写真付の公的身分証明書の提示が必要です。
※ 合鍵の作製はできかねます。
※ マンションのオートロックは作業対象外です。

水まわり

《例えば…》
○ 蛇口からの水漏れ!
○ トイレのタンクが故障して水が出ない!
○ 台所の詰まりで水が流れない!

ガラス

《例えば…》
○ 泥棒の侵入でガラスが割られた!
○ 自然災害でガラスが割れた!
○ ガラスにヒビが入っているので応急処置をしてほしい!

※ 災害や天候等が理由で、当日の出動対応ができかねる場合がございます。

在宅確認

《例えば…》
○ 一人暮らしをしている子供に連絡がとれなくて心配! 様子を見て来て!

※ あくまでも玄関前までの出動対応となります。
※ 部屋内に入っての確認は一切行いません。

電気

《例えば…》
○ 電気が切れてしまった!
○ エアコンから水が漏れてくる!
○ コンセントの調子が悪い!
○ 突然ブレーカーが落ちた!

※ 特殊な電気機器（配電盤・分電盤等）の故障は、別に部材発注の可能性があるため、対応できかねる場合がございます。（修理・電気料金の支払い等は、権力会社様の対応となります。）
※ 建物設備以外は、サービス対象外となります。
※ ブレーカーの仮復旧で解決しない、建物設備に関するトラブルは各電力会社様へご連絡してください。

ガス給湯器

《例えば…》
○ お風呂のお湯が出ない!
○ お風呂の温度が安定しない!

※ 緊急の一次対応であり、機器の修理等は、ガス会社様の対応となりますので、対応はできかねる場合がございます。
※ 機器の修理やガス漏れの場合は、修理会社様へご連絡してください。

管球交換

《例えば…》
○ 管球交換の際、高い所で作業しづらい!
○ 交換の方法が分からない!

生活相談サービス

24時間 受付 365日

健康・医療

専門カウンセラーが対応

《例えば…》
○ 不意にケガをしてしまった、応急処置はどうすればいいの?
○ 急な発熱、とりあえずどうしよう?
○ ストレスがたまって精神的にまいってしまった!

※ 当社で医療対応はいたしません。　※ 別の相談には実費となります。

ダイヤル案内

弁護士などをご案内

《例えば…》
○ 訪問販売がしつこくてついつい契約をしてしまった!
○ 出会い系サイトから不当請求がきて困っている!

※ 当社で直接対応はいたしません。　※ 別の相談は実費となります。
※ ご案内・ご紹介先の対応時間については別途ご確認ください。

バックアップサポート

《例えば…》
○ もし自分の部屋に泥棒が入ってしまったら! 同じ部屋に住み続けるのは不安だと言う方のために

再入居費用として一律10万円(税込)を負担します。

※ 同管理会社様の物件再入居が条件となります。　※ ご利用は契約期間中1回のみとなります。
※ 警察への被害届の申請が必要です。

自転車バックアップサポート

自転車修理補助金制度

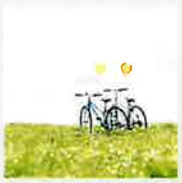

《例えば…》
○ パンクしてしまった!
○ チェーンが外れた! 等の修理代をバックアップいたします。

サービス運営会社：ジャパンベストレスキューシステム株式会社

会員のメリット

項　目	トラブル内容・対処方法	非会員	会　員
カ　ギ	カギを無くしてしまい、家に入れない → 特殊な工具でカギを開けてもらった	16,500円(税込)～	0 円
水まわり	トイレを詰まらせてしまった → ローポンプを使用した詰まり解消作業	12,100円(税込)～	0 円
水まわり	トイレタンクの故障 → トイレタンク内の金具調整	8,800円(税込)～	0 円

※ 上記の料金は、あくまで目安となります。　※ 60分以上の作業の場合、別途10分につき1,100円(税込)の作業料金がかかります。　※ 部品が必要な場合は、別途部品代金が必要となります。

無償対応範囲と有償対応範囲について
- ○ 無償対応範囲…基本料金・出張料金・夜間料金・休日料金・作業料金(60分以内の作業)→入居者様の過失によるトラブルを無償で対応いたします。
- ○ 有償対応範囲…60分以上の超過作業料金(10分につき1,100円(税込))・特殊作業料金・部品代金(ガラス代・パッキン代などの各種部品代)
- ○ 経年劣化によるトラブルや共有部のトラブルに関しては、家主様・管理会社様等へご連絡いたします。

Life Cycle Concierge

ご利用につきましては右記URLもしくは二次元コードよりご確認下さい。
※アプリ『Living Link』トップページの会員特典から専用サイトへアクセスすることも可能です。

https://lifecycleconcierge.jp

Times CAR　初期費用0円で
カーシェアライフを！
会員カード発行手数料 1,650円 ⇒ 0円
月額基本料金3ヵ月2,640円 (880円×3ヵ月) ⇒ 0円

カラオケ館　カラオケの利用料金を割安で提供！
カラオケ利用料金のルーム料 30%割引 ※一般料金より
フリータイム料金 25%割引 ※一般料金より
テレワークルーム利用料金 20%割引

家具・家電レンタル
オシャレな家具が1つから
レンタル可能！
初月5,000 円(税込) OFF

夜間/休日の救急往診
もしものときのお守りに、
ファストドクター
往診利用時の医師の交通費無料

ハウスクリーニング
お部屋の「掃除」は
プロにおまかせ！
ALL 10%OFF

収納サービス
お部屋の「荷物」預けて
スッキリ！
月額 484 円(税込)→
月額 110 円 (税込) ～

健康食宅配サービス
70品以上・糖質90%の
食事をお届け！
初回購入金額より
2,000 円(税込) 割引

ヘッドフォン 定額サービス
300種類を超える
ヘッドフォンが使い放題
初回 50%OFF

上記の他にもお得に利用できるサービスが盛りだくさん！ ※掲載内容や特典は変更となる場合がございます。

住まいの緊急トラブル　Living Link

トラブル発生時にはアプリからTEL!!

Available on the iPhone App Store
ANDROID APP ON Google Play

住まいの緊急トラブルサポートアプリ
Living Link
リビングリンク

無料【会員専用アプリ】

- いつでもどこでも 緊急連絡可能 !!
- スマホと一体で 安心便利な会員証 !!
- 自分で見て、自分で解決 自己解決動画 !!
- 状況説明の言葉不要 WEB カメラ !!
- アプリで確認 「トリセツ」機能搭載 !!

ご利用までの流れ

1 アプリをダウンロード
「AppStore」または「Google play」を起動。
「リビングリンク」を検索して頂き、ダウンロード。
お手持ちのスマートフォンから、専用二次元コード(左に記載)を読み込むと簡単にアクセスできます。

2 プッシュ通知設定
画面にアプリのアイコンが表示されたらタップし、左記のような画面が表示されたらプッシュ通知【OK】を選択。
お客様情報入力画面に切り替わります。

3 お客様情報入力
●お名前(カタカナで入力)
●電話番号(前の「-」抜いて続けて入力)
以上の項目を入力し、「確認」をタップ。
確認画面の表示後「登録」をタップすると完了です。

4 プッシュ通知表示でご利用開始!
アプリのアイコンにプッシュ通知が表示されましたら全ての準備が完了。
アプリをご利用いただけます。

24時間365日受付
フリーダイヤル　0120-024-070

858-202600-00000-CS